

いらんわい 「日の丸」

東淀川高校「日の丸」裁判の証言から

東淀川高校「日の丸」裁判を支援する会

はじめに「日の丸」セクハラ私論

裁判で闘うというやり方に、初めて陥つこのほうで関わってみて改めて思うのは、人間の生の気持ちを既成の法律の言葉に翻訳して、公判でのやりとりに乗っけていくという作業が、何ともまだろっこしくて厄介やなあ、ということです。

「とにかく、嫌がってる人がいてんのに、無理に押しつけるのはどう考えても非常識やんか」というのが素朴なところなんです、それでは通じないのがとても歯がゆい。それで、「何で自分は『日の丸』が嫌なんやろう」という問いを一人一人が突き詰めて考えて見ざるを得なくなるわけですが、でも、そういう内面的な営みは、自分というもののあるがままの本質にまで立ち戻って、深いところからいまの生き様を見つめ直すという意味で、結構実りのあることのあるように思えてきました。社会的影響ということ、裁判の大切な一面であることは言うまでもないけれど、かりに判決の中身を追求していくだけだったら、負けてしまえばそれでおしまい、疲れただけで後には何も残らないということになってしまいます。結局のところ、裁判というゲームに関わることで得られる個人個人の楽しみは、そういう内面の深化とそのやりとりの喜びではないかと感じています。

例えばぼくの場合、かなり小さい頃から「日の丸」が苦手だったように思います。体はひ弱で気も弱かったぼくは、「強くて立派なものに対して憧れと同時に畏れを抱いていました。「フニャフニャせんと、男らしくしなさい。この競争の世の中に勝ち残っていけないよ。」と言われても、ちっとも男らしくなかったぼくは、学校の成績もぼつとせず、かといって運動も苦手で、自己嫌悪に陥っていつも傷つきながら暗い少年時代を過ごしました。それで、オリンピック競技の勝者をたたえるために掲げられる「日の丸」と「強く立派な」マツチヨのイメージがいつの間にかぼくの中で結びついたようです。

考えてみれば、日本の世の中は、学校も企業もすべて「勝つこと」を第一義とする競争社会なものでした。そして、競争社会とは男性原理の支配する社会なのです。あるがままの姿を認めず、競争に勝ち抜く「強くて立派な」ものだけを良しとする社会の在りように「日の丸」はぴったりです。そうか、「日の丸」は「男」のシンボル＝チンチンの象徴なのだ。どうりで「日の丸」にはボールがつきものだ。自分や愛する人のチンチンは可愛くても、赤の他人の、しかも国家のチンチンなんて見たくない。風にたなびく”立派

な”「日の丸」を見るたびに感じていた何とも言いようのない気恥ずかしさのわけは、そういうことなのだと思ってきました。こいつは、アジアを犯しまくる、とんでもない強姦者のシンボルでもある。非人間的なまでに過酷な労働条件や受験競争という名の序列化や国境意識などというつまらないものを正当化し、免罪する思想の象徴でもある。というわけで、「日の丸」の押しつけは、セクシヤルハラスメントである、という結論に達したわけです。セクシヤリティーとは、とりもおさず個人の生きざまの根幹に関わる問題です。そういった個人の多様性や違いをマッコに押しつぶすのが、「日の丸」なのだと思います。職場などの公の場にヌードポスターを貼ることが違法なら、「日の丸」の強制も恥ずかしい違法行為であるはずなのです。しかもそういう男性原理が地球上至る所で破綻しつつあることは、もう誰の目にも明らかになってきています。チンチンとヌードポスターは自分の部屋でじっくり、密かに、楽しんで欲しいものです。

さて、この「日の丸」処分裁判も提訴以来四年目に入り、口頭弁論も一四回を数えました。本小冊子は、この間、原告側証人として法廷に立って下さった、法政大学講師の岩本努さんと筑波大学付属高校教員の高嶋伸欣さんの証言の速記録を活字に起こしたものです。岩本さんは、「日の丸」が戦前・戦中の学校行事を通じて、いかに天皇制国家主義に忠実な子どもたちを育て、戦争と侵略に動員していったか、また高嶋さんは、アジアから見た「日の丸」、新学習指導要領の問題点、歴史教育と「日の丸」などの点について証言されました。中身の濃い歴史講義、あるいは完成度の高いルポルタージュを読んでいるような快感と興奮を楽しむことができます。

このパンフレットが、「日の丸・君が代」ハラスメントに各地で異議申し立てをしている勇氣ある人たちのお役にたてたら幸いです。そして、さまざまな人々と繋がりあえるきっかけになればなおうれしいと思います。

目次

はじめに「日の丸」セクハラ私論

第1部 岩本 努さん証言

日本の教育制度の出発点「教育勅語」

教育勅語成立の背景

教育勅語の内容

学校行事と教育勅語「小学校祝日大祭日儀式規程」

御真影の役割と教育塔

戦前の教育における学校儀式の役割

学校儀式で「日の丸」がどのように用いられていたのか

戦前の教科書制度

国語教科書の中の「日の丸」

「教師用指導書」での説明

修身教科書の中の「日の丸」

「ウタノホン」の中の「日の丸」

図画教科書の中の「日の丸」

第2部 高嶋 伸欣さん証言

東南アジアを訪れるようになった理由

東南アジアを訪れてはじめてわかったこと

教科書問題を契機に変わった東南アジア旅行の意味

「日の丸」教育の実態

「日の丸」教育の効果

「日の丸」の由来

「日の丸」はいつ掲揚されていたのか

学校教育の目的としての「皇民錬成」の意味

「赤誠」の意味

「日の丸」教育における教員の役割

「日の丸」教育の果たした役割

学習指導要領による「日の丸」強制をどう見るか

今日における「日の丸」強制的意味するもの

歴史教育と「日の丸」

「日の丸」は国旗か

子どもの権利条約との関連

教科書問題とは何だったのか

アジアからの声をどのように受けとめたか

忘れ去られていた東南アジア研究

はじめに「日の丸」セクハラ私論		
第1部 岩本 努さん証言		
日本の教育制度の出発点「教育勅語」	2	1
教育勅語成立の背景	7	
教育勅語の内容	10	
学校行事と教育勅語「小学校祝日大祭日儀式規程」	12	
御真影の役割と教育塔	15	
戦前の教育における学校儀式の役割	17	
学校儀式で「日の丸」がどのように用いられていたのか	20	
戦前の教科書制度	26	
国語教科書の中の「日の丸」	28	
「教師用指導書」での説明	32	
修身教科書の中の「日の丸」	33	
「ウタノホン」の中の「日の丸」	35	
図画教科書の中の「日の丸」	36	
第2部 高嶋 伸欣さん証言		
東南アジアを訪れるようになった理由	65	
東南アジアを訪れてはじめてわかったこと	66	
教科書問題を契機に変わった東南アジア旅行の意味	67	
	69	
「日の丸」教育の実態		39
「日の丸」教育の効果		40
「日の丸」の由来		43
「日の丸」はいつ掲揚されていたのか		45
学校教育の目的としての「皇民錬成」の意味		48
「赤誠」の意味		49
「日の丸」教育における教員の役割		51
「日の丸」教育の果たした役割		55
学習指導要領による「日の丸」強制をどう見るか		56
今日における「日の丸」強制的意味するもの		59
歴史教育と「日の丸」		61
「日の丸」は国旗か		62
子どもの権利条約との関連		63
教科書問題とは何だったのか		70
アジアからの声をどのように受けとめたか		73
忘れ去られていた東南アジア研究		74

全く違っていた原爆投下に対するとらえ方	7 6
宣戦布告なしで始められたアジア・太平洋戦争	7 9
中立条約を破った日本軍のタイ領内への侵攻	8 2
マラヤ半島における日本軍による住民虐殺	8 5
日本軍の資料からも立証された住民虐殺	8 7
組織的な命令による虐殺を証明する日本側資料	8 8
「大東亜戦争」は植民地解放の戦争か?	9 0
「南方占領地行政実施要綱」に見る占領政策	9 2
数十万の餓死者を生んだ日本軍の占領	9 4
日本軍による侵略を語り継ぐ東南アジアの人々	9 5
教科書に描かれた日本軍の住民虐殺	9 7
戦争の中で「日の丸」はいかに受けとめられたか?	9 8
日本の教科書の中の「大東亜共栄圏」	1 0 0
裏切りの象徴としての「日の丸」	1 0 1
鉄条網に巻かれた「日の丸」	1 0 2
アジアでの「日の丸」強制の受けとめ方	1 0 3
新学習指導要領の特徴	1 0 5
学習指導要領での「日の丸」の扱いの推移	1 0 5

第3部 原告・証人より

1 3 9

第4部 東淀川高校「日の丸」裁判資料

裁判の歩み

1 4 5
1 4 6

八五年文部省通知による「日の丸」強制	1 0 6
「日の丸」強制と教科書検定との関連	1 0 7
皇国史観の教科書「新編日本史」	1 0 9
「新編日本史」の歴史観・戦争観	1 1 1
学習指導要領改訂への政治的圧力の実態	1 1 3
「日の丸」強制の下では戦争を正しく伝えられない	1 1 7
「日の丸」のシンボルとしての機能	1 1 9
「日の丸」掲揚と国際理解の促進	1 2 0
学校現場での「日の丸」強制の実態	1 2 1
「日の丸」強制に反対する声	1 2 3
侵略戦争という政治家の認識の背景	1 2 4
教科書の記述と「日の丸」強制との矛盾	1 2 6
学習指導要領に法的拘束力はあるのか	1 2 8
オリンピックを例にした「日の丸」教育	1 2 9
オリンピック憲章に反する教科書検定	1 3 1
書き換えられたオリンピック憲章の日本語訳	1 3 3
「日の丸」強制の根拠の薄弱さ	1 3 4
生徒から見て納得のいく結論を	1 3 7

原告側提出の書証(甲号証)一覧

訴状

1 4 7
1 5 1

第1部

岩本努さん証言

一九九四年四月二一日・第一二回口頭弁論にて

日本の教育制度の出発点「教育勅語」

戦前の教育の基本方針を示した文章はなんという文章でしょうか。

この甲一号証にございます。一番最初に書いてありますように、これは「尋常小學校修身書」の六で、六年生用ということですが、この巻頭に載っていたのが『教育に関する勅語』、略称教育勅語でございます。この教育勅語が修身の教科書の巻頭に載っているということは、これが教育の方針を示したものであるということを示しているものです。

教育勅語の基本趣旨、基本内容をご説明いただけますか。

この教育勅語は、主として修身の教科で学習いたしますが、この甲一号証二枚目以降に教育勅語の解説が書いてございます。これは、六年生の最終レッスンといたつたらいいものでしょうか、二五課から二七課にわたつて、教育勅語の解説が書いてあるんですが、この教育勅語というのは内容的に言うところ、三段に分かれていて、第一段は、「朕惟フニ」からです。一番最初の巻頭の全文で言うところ、四行目の「此ニ存ス」というところまでです。第二段が、「爾臣民父母ニ孝ニ」という徳目をいくつか羅列した後に「以テ爾祖先ノ遺風ヲ顕彰スルニ足ラン」というところまでです。第三段が、「斯ノ道ハ」以下最後の「其ノ徳ヲ一ニセンコトヲ庶幾フ」というところまでで、かいつまんでその内容を見ますと、教育の方針を示したもののなんです。

甲一号証

『尋常小學校修身書 卷六』

(文部省) 一九二七年

朕惟フニ我カ皇祖皇宗國ヲ肇ムルコト宏遠ニ徳ヲ樹ツルコト深厚ナリ我カ臣民克ク忠ニ克ク孝ニ偉兆心ヲ一ニシテ世々厥ノ美ヲ濟セルハ此レ我カ國體ノ精華ニシテ教育ノ淵源亦實ニ此ニ存ス爾臣民父母ニ孝ニ兄弟ニ友ニ夫婦相和シ朋友相信シ恭儉己レヲ持シ博愛衆ニ及ホシ學ヲ修メ業ヲ習ヒ以テ智能ヲ啓發シ徳器ヲ成就シ進テ公益ヲ廣メ世務ヲ開キ常ニ國憲ヲ重シ國法ニ遵ヒ一旦緩急アレハ義勇公ニ奉シ以テ天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼スヘシ是ノ如キハ獨リ朕カ忠貞ノ臣民タルノミナラス又以テ爾祖先ノ遺風ヲ顕彰スルニ足ラン

斯ノ道ハ實ニ我カ皇祖皇宗ノ遺訓ニシテ子孫臣民ノ俱ニ遵守スヘキ所之ヲ古今ニ通シテ變ラス之ヲ中外ニ施シテ悖ラス朕爾臣民ト供ニ率々服膺シテ成其徳ヲ一ニセンコトヲ庶幾フ

明治二十三年十月三十日

御名 御歴

【教育勅語】

「朕惟フニ」というのは、朕というのは天皇の一人称の言葉ですから、「私の思うには」ということで、以下、教育というのは「皇祖皇宗」つまり天皇の祖先が日本の国を創って、今あるように大変優れた遺風や美風を作ってきた、これも教育に則っているんだ、だから今後教育もこの教育勅語に則ったようなことを書いたものを中心に行うことがわが国の伝統を守るものである。そして、「一旦緩急アレハ義勇公ニ奉シ以テ・・皇運ヲ扶翼スヘシ」と書いてありますように、何かことがあったときにはみんな一身を犠牲にして国のために尽くしなさい、これがわが国の伝統と美風であると、こういうことが教育勅語のかいつまんだ内容だと思えます。

「天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼スヘシ」というのを分かりやすく言えばどうということなんでしょうか。

「天壤無窮」というのは、神話に書かれていた、古事記、日本書紀に書かれていた言葉だと思えますが、「天壤」というのはずっと代々天皇が治めてきた国柄、「無窮」というのは窮まりないという意味ですが、そういう窮まりない天皇が統治した国柄を、「皇運」というのは皇室の運命といったらいいでしょいか、それを「扶翼」というのは英語で言えば *support* 支えろと、そういうことだと思えますが、そういう天皇制国家を支えるということが大事である。そういう意味で「天壤無窮ノ皇運」という言葉が使われております。

それから、「一旦緩急アレハ義勇公ニ奉シ」、これはどういう意味でしょうか。

「教育に関する勅語」全文

朕惟フニ我カ皇祖皇宗國ヲ肇ムルコト
宏遠ニ徳ヲ樹ツルコト深厚ナリ我カ臣
民克ク忠ニ克ク孝ニ億兆心一ニシテ世
々厥ノ美ヲ濟セルハ此レ我カ國體ノ精
華ニシテ教育ノ淵源亦實ニ此ニ存ス爾
臣民父母ニ孝ニ兄弟ニ友ニ夫婦相和シ
朋友相信シ恭儉己レヲ持シ博愛衆ニ及
ホシ學ヲ修メ業ヲ習ヒ以テ智能ヲ啓發
シ徳器ヲ成就シ進テ公益ヲ廣メ世務ヲ
開キ常ニ國憲ヲ重シ國法ニ遵ヒ一旦緩
急アレハ義勇公ニ奉シ以テ天壤無窮ノ
皇運ヲ扶翼スヘシ是ノ如キハ獨リ朕カ
忠良ノ臣民タルノミナラス又以テ爾祖
先ノ遺風ヲ頌彰スルニ足ラン
斯ノ道ハ實ニ皇祖皇宗ノ遺訓ニシテ子
子孫臣民ノ遵守スヘキ所之ヲ古今ニ通
シテ謬ラス之ヲ中外ニ施シテ悖ラス朕
爾臣民ト俱ニ拳々服膺シテ成其ノ徳ヲ
一ニセンコトヲ庶幾フ

明治二三年十月三十日

御名御璽

「一旦緩急アレハ」というのは、何か国に一大事があつたならば、という意味で、「義勇公ニ奉シ」、「義勇」ということは自分の持つてゐる考えすべてを「公」に、その文面で言えば天皇が統治する国、そこに奉仕しなさい、投じなさいと、そういう意味だと思ひます。

この教育勅語が作られたのは、一八九〇年（明治二十三年）一〇月三〇日ということでしょうか。

はい。

この教育勅語の制定に至るまでの経過及び事情ですね、これをできるだけ簡潔にご説明頂けますでしょうか。（甲二号証の二一ページ及び甲三号証を示す）これを参考にしてご説明いただけますか。

教育勅語は今言いましたように、一八九〇年の一〇月三〇日に公布されるんですけれども、日本の学校制度というのはこれよりはるか前、一八七二年（明治五年）から始まりました。その学校制度が始まったときに出した宣言書（注・学事奨励に関する被仰出書）が、この甲二号証に書かれております。

ここに日本の教育制度のスタートの精神がよく表れてると思ひます。これは見ればわかるようにルビ付きと言ひましようか、ふり仮名が振つてあります。右と左に振つてあるという、日本の法令のなかでは大変珍しい宣言書なんです。右と左というのは、右側には漢字の普通の読み方、左側にはそれをかみくだいた読み方、あるいは文字の解釈が書いてあります。そこに書いてあるように、冒頭

甲二号証

「学事奨励に関する被仰出書」（太政官布告第二一四号）一八七二年

「学制百年史 資料編」（文部省編・一九七二年）より

甲三号証

「教育勅語の本義と渙發の由来」（渡邊幾治郎）福村書店・一九四〇年

「人々自ら其身を立て其産を治め其業を昌さかんにして」云々とあるんですが、これから学校制度が始まりますよと、どうして学校というのを作るんですか。

「学問は身を立つるの財本ともいふべきものにして人たるもの誰か学ばずして可ならんや」と。「学問は身を立つるの財本」の中の「財本」ですが、左のルビでは「もとで」というふうにやさしく解釈してあるんですけども、まだ学校が普及しておりませんので、子どもたちあるいは親たちに精神をかいつまんでやさしく表現しなくちゃいけないので、「もとで」と。そういうふうに学校というのは「身を立つるの財本」だという。

そして二段目の最後に、「自今」、自今というのは「今より」と書いてありますが、「自今以後一般の人民、華士族農工商及婦女子、必ず固むとに不学の戸なく家に不学の人なからしめん事を期す」とあります。このようにして、これから学校制度を始めるよと、その学校というのは学問を立てるものなんだ、それは個人個人が幸せになるためのものなんだ、身を立てるもとでを作るものなんだ、だからこれから家の中で学校に行かない子どもがいないように、また村の中で行かない家がないようにという、そういう宣言をしたのが、この学校制度が始まるときの宣言書で、両側にルビがついているところにも現れているように、国民一般によくこの学校制度の意味を分かせようとしたものだと思います。

そこには、まだ教育勅語に書いていたような内容はなくて、明治維新期の前途への気概を表した文書だと言うふうに思っておりますが、それが明治の一〇年代

にはいると少し変わってきて、国家主義的な傾向が出てくる。それが、前後いたしますけれど、甲二号証の七ページのところに『教学聖旨』というものがあります。そこに書いてある言葉は、明治一〇年代の初め頃に、学校制度が始まった学制とは違った空気が現れてくるのがよく出てると思うんですが、「教学聖旨」のところこんなふうにかかれてあります。「教学聖旨」は「教学大旨」というのと「小學條目二件」というのに分かれておりますが、二段目の「教学大旨」の三行目ですが、次のように書いております。

「晩近」、「晩近」というのは近頃という意味ですが、「専ラ智識才藝ノミヲ尚トヒ文明開化ノ末ニ馳セ」、文明開化に遅れまいとしよう意味ですね、「品行ヲ破リ風俗ヲ傷フ者少ナカラス」、こういう懸念から「教学聖旨」というのが書かれています。そして、西洋の考えが入って来るに従って、大變弊害が出てきたと。「其流弊仁義忠孝ヲ後ニシ徒ニ洋風是競フニ於テハ」、洋風つまり西洋風を追いかけていく、それを遅れまいとして取り入れていく、そういうことは「将来ノ恐ルル所」、将来大變恐ろしいことが出てくると、それは「君臣父子」、つまり天皇と臣民ですね、臣というのは家来という意味ですが、天皇と「君臣」、それから「父子」、父と子という、こういう秩序の「大義ヲ知ラサルニ至ランモ測ル可カラズ」。で、これからは、「孔子ヲ主トシテ人々誠実品行ヲ尚トビ」、しかる後に学科を教えなさいというようなことが「教学大旨」に書いてあります。

甲二号証

「教学聖旨」一八七九年

「学制百年史 資料編」(文部省

編・一九七二年)より

教学大旨全文

教學ノ要仁義忠孝ヲ明カニシテ智識才藝ヲ究メ以テ人道ヲ盡スハ我祖訓國典ノ大旨上下一般ノ教トスル所ナリ然ルニ晩近専ラ智識才藝ノミヲ尚トヒ文明開化ノ末ニ馳セ品行ヲ破リ風俗ヲ傷フ者少ナカラス然ル所以ノ者ハ維新ノ始首トシテ陋習ヲ破リ知識ヲ世界ニ廣ムルノ卓見ヲ以テ一時西洋ノ所長ヲ取り日新ノ効ヲ奏スト雖トモ其流弊仁義忠孝ヲ後ニシ徒ニ洋風是競フニ於テハ將來ノ恐ルル所終ニ君臣父子ノ大義ヲ知ラサルニ至ランモ測ル可カラズ是我邦教學ノ本意ニ非ラサル也故ニ自今以往祖宗訓典ニ基ヅキ専ラ仁義忠孝ヲ明カニシ道徳ノ學ハ孔子ヲ主トシテ人々誠実品行ヲ尚トビ然ル上各科ノ學ハ其才器ニ随テ益々長進シ道徳才藝本末全備

そして、「小學條目二件」というところの後段の方に、じゃあどうしたらいいかと言うと、二つに分かれているんですが、一つは「仁義忠孝ノ心ハ皆之有リ」と、「然^{しかる}トモ其^こ幼少ノ始ニ其^こ脳髓ニ感覺セシメテ培養スルニ非^{あらざ}レハ他ノ物事已^すニ耳ニ入り先入主トナル時ハ後^い奈何^{かん}トモ可カラス」と、だから小さい頃に脳髓に感覺せしめて教育をしなくちゃいけないんだと言うことが書かれていますね。で、その方法として、いろいろ忠臣とか義士とか、そういう者を画像とか写真なんかを掲げて教育しなさいというようなことを最初に書いているわけです。これは後に述べる学校儀式を重視した端緒になった考え方だと思えますので、ちよつと紹介いたしました。こういうように明治の一〇年代になると、学校制度が始まったときの宣言書のような考え方から少し国家主義的な考え方が出てくる。その流れが一八九〇年（明治二三年）に至る教育勅語の流れを決定したんだと思えますが、直接的な教育勅語の成立もお話しいたしましょうか。

はい。お願いします。

教育勅語成立の背景

それは、甲三号証の『教育勅語の本義と渙發の由来』という本に書かれています。この本は、一九四〇年（昭和十五年）に帝室の編纂官であった渡邊幾治郎という人が書いた本です。この人は明治天皇の歴史に大変造詣の深い人で、『明治

シテ大中至正ノ教學添加ニ布滿セシメ
ハ我邦獨立ノ精神ニ於テ宇内ニ恥ルコ
ト無カル可シ

甲三号証

「教育勅語の本義と渙發の由来」

大帝史』だとか、そういう本を書いているんですが、教育勅語の出た直接のきっかけについて、甲三号証の二四二ページ以下に書いてあります。

どういうことを書いていますかと云いますと、一八九〇年（明治二三年）の二月に教育勅語を作る直接的なきっかけになった地方官の会議があった。地方官の会議というのは、今で言えば県知事会議、全国県知事会議と言っているかと思いますが、そこでもいろんな意見が出たと。そして、当時岩手県令であった石井章一郎という人が岩手県の県内の様子を見た様子を書いています。それは、岩手県内をことごとく巡視してみたけれど、学校の様子がどうも変だ。例えば、わが日本では昔から児童は、勇者とすると、大体鎮西八郎とか源義経だとかそういう人物を語って、智者とか忠臣と言えば、楠木正成とか新田義貞を語るのが日本の伝統であった。ところが、最近学校の様子を見ると、ヨーロッパやアメリカの豪傑を理想とするというようなことになってしまっている。どうも日本を顧みないという風があって、これでは大変だと言うことが地方官会議で問題になって、何とかこの風潮を改めなくちゃいけないんじゃないかということがこの頃起こってきた。

で、どうしてそういう風潮があつて何とかしなくちゃいけないかということを考えたかという、文部省の中にはアメリカ帰りの人たちがどうものさばり歩いていて、その人たちの見解によると、日本の幕末の不平等条約を直すために何とかヨーロッパ風の民法を作らなければならない。ヨーロッパ風の民法では妻が夫

を訴えたり、子どもが父を訴えるなんてことができる。そういうことがあるらしいという噂が出てくる。これでは大変だということで、何か新しい教育上の方針を作つて、民法その他で虐げられてしまつてゐる日本の美風をです、教育の方面でよく始末をつけなければならぬということが直接大きな柱になつてきたわけです。

それからその最後のところに書いてありますが、一八八九年（明治二二年）には森有礼という人が文部大臣になつたんですが、この人は暗殺されてしまつて、その後に板本武揚が文部大臣になりましたが、文部大臣の板本は、理化学系には関心を持つてゐるけれども、文化系は苦手だといふんであまり熱心じゃなかつたので、その翌年に内閣改造になつて、山県有朋が総理になつたときに、文相に板本に変えて芳川顕正という人をつけて、山県、芳川のコンビの下で、教育勅語が作られてゐるんです。

山県有朋という人はご存じのように、一八八二年（明治一五年）に軍人勅諭とこのを作つたんですね。元々日本の軍隊というのは、明治の初めに徴兵制で初めて成立するんですが、天皇といふのはまだ国民の間にそんなに浸透してゐないので、これからの軍隊は天皇陛下の軍隊であるといふことを位置づけるためと、軍人がどんな精神でやらなければいけないかといふことを書いてゐるものが軍人勅諭なんです、こういうものを山県は作つておりましたから、教育にもその軍人勅諭に似たようなものを作りたいといふ願望があつたわけですね。で、そ

う日本の明治維新以後、洋風にかぶれている国民を何とか教育の上で始末をつけなければならぬということ、教育にも軍人勅諭的なものがほしいと、そういうところから教育勅語が考えられてきたわけです。

教育勅語の内容

教育勅語の内容をもう少し補足説明していただきたいんですが、甲一号証を参考にし
て。

教育勅語というのは、全部で三一五字で書かれているんですね。その三一五字というのは、教員にとつて大変大事な数字で、三一五字あるかないか点検するということが、誤植がないかを点検する第一歩だということが、実は私は父が先生だったものですから、父から教わったんですが、その三一五字で書かれていたことを最初から最後まできちんと暗記するというのも教育の方針でした。ですから、その中に、書いてあることがどういふことかといふことを当然理解させることを中心として、修身の教科を中心に行われるわけですが、さっき言いましたように教育勅語は三段に分かれていて、一番最初は「皇祖皇宗國ヲ肇ムルコト宏遠ニ徳ヲ樹ツルコト深厚ナリ」で始まります。つまり、天皇家の先祖たちがこの国の美風を作るのにずっと深く、徳を立つるのも篤く作ってきたんだと。そして、その教えをずっと守っていくのがわが国の美風であるといふことが書いてあつ

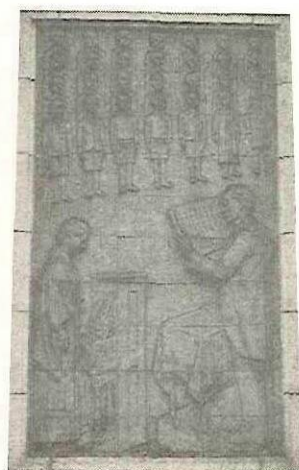
「教育に関する勅語」全文（再録）

朕惟フニ我カ皇祖皇宗國ヲ肇ムルコト
宏遠ニ徳ヲ樹ツルコト深厚ナリ我カ臣
民克ク忠ニ克ク孝ニ億兆心一ニシテ世
々厥ノ美ヲ濟セルハ此レ我カ國體ノ精
華ニシテ教育ノ淵源亦實ニ此ニ存ス爾
臣民父母ニ孝ニ兄弟ニ友ニ夫婦相和シ
朋友相信シ恭儉己レヲ持シ博愛衆ニ及
ホシ學ヲ修メ業ヲ習ヒ以テ智能ヲ啓發
シ徳器ヲ成就シ進テ公益ヲ廣メ世務ヲ
開キ常ニ國憲ヲ重シ國法ニ遵ヒ一日緩
急アレハ義勇公ニ奉シ以テ天壤無窮ノ
皇運ヲ扶翼スヘシ是ノ如キハ獨リ朕カ
忠良ノ臣民タルノミナラス又以テ爾祖
先ノ遺風ヲ顯彰スルニ足ラン
斯ノ道ハ實ニ皇祖皇宗ノ遺訓ニシテ子
子孫臣民ノ遵守スヘキ所之ヲ古今ニ通
シテ謬ラス之ヲ中外ニ施シテ悖ラス朕
爾臣民ト俱ニ學々服膺シテ咸其ノ徳ヲ
一ニセンコトヲ庶幾フ

て、どういふふうにその徳目が具体的に現れているかというのが、第二段以下に書かれています。

「父母ニ孝ニ」、父母に孝行しなさいと言うこと、それから「兄弟ニ友ニ」兄弟と書いて「けいてい」と読むらしいんですが、兄弟仲良くしなさい、「夫婦相和シ」夫婦は仲睦まじくしなさい、「朋友相信シ」というのは友達同士信じあいなさい、「恭儉己ヲ持シ」つまり矜持を保つことですね、それから「博愛衆ニ及ホシ」というのは愛情をすべての民衆に施しなさいと、「学ヲ修メ業ヲ習ヒ」というのは学業をしなさいということ、「智能ヲ啓発シ」、知能を磨いて、「徳器ヲ成就シ」徳の器を広げろということですね、でそうして「公益ヲ広メ」で、つまり社会的なことに尽くしなさいと、そして「国憲ヲ重シ國法ニ遵ヒ」ですから国の定まったのり、つまり憲ですね、それに従いなさい。そういう徳目が十数個あると思うんですが、それが「一旦緩急アレハ義勇公ニ奉シ」というところに収斂されて行くんです。

そして、「天壤無窮ノ皇運」天地とともに窮まりない皇室の運命を助けなさいというふうには、これが第二段ですね。で、第三段が「其ノ道」で、そういう今まで言ってきたことは「皇祖皇宗の遺訓」だと、わが天皇家の遺訓であって、「子孫臣民」とともに孫代々みんな一緒に「遵守」、守らなければならぬ。そして、これはあなただけに守らせようというんじゃないやなくて、「朕爾臣民ト俱ニ學々服膺シテ」というんだから、「朕」、私はおまえたち臣民と、家来である国民と



【教育勅語奉読の場面】
(教育塔前面のレリーフより)

ともに守っていくつもりであると、こう述べています。

全体としてはそういう意味ですが、この中で一番たくさん出てくる言葉が臣民という言葉なんですね。全部で五カ所出てきますが、そこに現れているように臣民道徳を述べたものと言うことができるかと思っています。

以上説明いただきましたような教育勅語で示された基本方針が敗戦前の明治国家以降日本における教育の根本方針であったと、こういうことでしょうか。

はい。そうでございます。

学校行事と教育勅語 ―小学校祝日大祭日儀式規程―

それで、次にそうした教育勅語の教育方針が学校における儀式でどのような形で具体化されていたかという点について、お聞きしたいと思いますが、儀式の点も含めてですね、儀式以外にはそういった教育勅語の精神、方針を浸透させるための手だてというのはどういうふうな方法が用いられたんでしょうか。

教育勅語は、先ほど言いましたように、修身という科目が一番教育勅語的な内容を学習するところだったんですが、修身という、学校の教科内容だけでなく、儀式というものを通して浸透させていったというところに明治以降の日本の教育の特徴があると思います。で、その儀式というものを日本政府は大変重視していたと言う点で特徴があるんですが、それが甲四号証の『小学校祝日大祭日儀式規

程』というところに現れております。

(甲四号証を示す)これに基づいて説明していただけますか。

『小学校祝日大祭日儀式規程』というのが一八九一年(明治二四年)六月一七日にできております。この年というのが、教育勅語が出された翌年であるというところにご注目いただきたいんですが、それについて教育する場が教科内容だけでなくてこういうところであったということが大事なことだと思います。そこに書いてあるように一八九〇年にその勅語が出てから、『小学校祝日大祭日儀式規程』というものを設けることを決めたんですが、第一条にどういうときに儀式を行うかということが書いてあります。

それは、紀元節、天長節、元始祭、神嘗祭、新嘗祭においてはですね、「校長、教員及生徒一同式場ニ参集シテ左ノ儀式ヲ行フヘシ」と書いてあって、「一、校長、教員及生徒天皇陛下及皇后陛下ノ御影ニ對シ奉リ最敬禮ヲ行ヒ」、御影というのはまた後でご説明しますが、御真影とも言いました。天皇とか皇后陛下の肖像画あるいは写真のことを言います。これに対し奉り、最敬礼を行って「両陛下ノ萬歳ヲ奉祝ス」と、これが最初にしなければならぬことなんで、「但未タ御影ヲ拜戴セサル学校ニ於テハ本文前段ノ式ヲ省ク」というのは、御影というのはすべての学校にあったわけではないということを示しています。が、それを行う。

それから二番目に「教育ニ関スル勅語ヲ奉讀」すると書いてあります。

甲四号証

『小学校祝日大祭日儀式規程』

(文部省令第四号)一八九一年

第一條 紀元節、天長節、元始節、神嘗祭及新嘗祭ノ日ニ於テハ校長、教員及生徒一同式場ニ参集シテ左ノ儀式ヲ行フヘシ

一、校長、教員及生徒

天皇陛下及

皇后陛下ノ 御影ニ對シ奉リ最敬禮

ヲ行ヒ且

両陛下ノ萬歳ヲ奉祝ス

但未タ御影ヲ拜戴セサル学校ニ於テ

ハ本文前段ノ式ヲ省ク

二、校長若クハ教員、教育ニ関スル

勅語ヲ奉讀ス

三、校長若クハ教員、恭シク教育ニ

関スル 勅語ニ基キ 聖意ノ在ル所ヲ

誨告シ又ハ

歴代天皇ノ 聖徳 鴻業ヲ叙シ若其

祝日大祭日ニ相応スル演説ヲ為シ忠君

愛國ノ士氣ヲ涵養センコトヲ務ム

そして三番目が学校長もしくは教員が教育勅語に基づいて、その儀式がどういう内容の儀式であるかということの説明して、今日はどんな日であるかということとを説明するわけですね、そういう訓辞を垂れると。そして説くところに、その儀式の日が紀元節、天長節で表されているように、天皇の繁栄を祈る、あるいは誕生日を祝う日であるわけですね。紀元節というのは、国の誕生日、別に言いませんと神武天皇が即位した日とされているわけですが、そういう日にこういう儀式が行われるんですが、そして「忠君愛国ノ士氣ヲ涵養センコトヲ務ム」と書いてあるように、儀式というのはそもそも御影に敬礼したり教育勅語を読むことによつて忠君愛国の士氣を涵養するんだということに中心があるわけですね。

そして、その儀式は、次の第四条、五条、六条にあることも大変注目すべきことだと思ふんですが、第四条では儀式というのは割合子どもを拘束するから、だから「遊戯体操ヲ行フ等生徒ノ心情ヲシテ快活ナラシメンコトヲ務ムヘシ」と書いてあります。それから、第五条に、この儀式は学校内だけに終わらせないために、「市町村長其他学事ニ関係アル市町村吏員」つまり役人はなるべく祝日大祭日の儀式に参列した方がいいと。それから、第六条、式場の都合もあるけれども「生徒ノ父母親戚及其他市町村住民ヲシテ祝日大祭日ノ儀式ヲ参観スルコトヲ得セシムヘシ」というふうに、この儀式が学校だけのものではなくて、市町村を巻き込んだ大々的なものにしていくことが望ましいということが書いてあるわけですね。

四、学校長、教員及生徒、其祝日大祭日ニ相応スル唱歌ヲ合唱ス

第二條 孝明天皇祭、春季皇靈祭、神武天皇祭及秋季皇靈祭ノ日ニ於テハ学校長、教員及生徒一同式場ニ参集シテ第一條第三款及第四款ノ儀式ヲ行フヘシ

第三條 一月一日ニ於テハ学校長、教員及生徒一同式場ニ参集シテ第一條第一款及第四款ノ儀式ヲ行フヘシ

第四條 第一條ニ掲クル祝日大祭日ニ於テハ便宜ニ從ヒ学校長及教員、生徒ヲ率キテ体操場ニ臨ミ若クハ野外ニ出テ遊戯体操ヲ行フ等生徒ノ心情ヲシテ快活ナラシメンコトヲ務ムヘシ

第五條 市町村長其他学事ニ関係アル市町村吏員ハ成ルヘク祝日大祭日ノ儀式ニ列スヘシ

第六條 式場ノ都合ヲ計リ生徒ノ父母親戚及其他市町村住民ヲシテ祝日大祭日ノ儀式ヲ参観スルコトヲ得セシムヘシ

しかし、続けて言いますと、頻繁に儀式を行っているものですから、あまり頻繁にやるのは効果が薄いということが経験でわかってきました。その儀式規程ができた翌々年ですが、一八九三年（明治二六年）に、『小学校祝日大祭日規程中省略方』というところですが、そこで儀式を制限したんです。「紀元節、天長節ニ於テハ各学校ノ伍意タルヘシ」というふうに分けて、あまり頻繁にやると有難味がなくなると、こういうことだと思えますが、で三つに分かれて、これが三大節と明治期は言われました。

で、祝日のために、その儀式用の唱歌が作られたのが一八九一年（明治二四年）です。それが「小学校祝日大祭日用唱歌歌詞及楽譜ノ認可等」についての通牒ですが、そしてその儀式に歌う歌まで決まったということなんです。

御真影の役割と教育塔

先程出てきました御影あるいは御真影ですね、これはどのような形で儀式の時に利用されていたのか、そしてその御真影はどういう役割を果たしていたのか、ということについてご証言いただけますか。

今の儀式規程の最初にありましたように、まず儀式の時には御真影に対して最敬礼をするというのが始まりでした。ところが、御真影はすべての学校に最初行

第七條 祝日大祭日ニ於テハ生徒ニ茶
菓又ハ教育上ニ裨益アル繪畫等ヲ與フ
ルハ妨ナシ

第八條 祝日大祭日ノ儀式ニ関スル次
第等ハ府県知事之ヲ規定スヘシ

ったわけではありません。最初というか、すべての学校に行った訳じゃないんです。教育勅語はすべての学校に行きましたけれども、御真影はある優秀な学校とか、天皇とかなんかの行幸に関わったとか、ある由緒のあるところとか、レベルの高い地域の誉れの学校を選んであげましたから、その御真影をもらったところは一種誉れの高い学校ということになって、そこでも政府の誉れあるいは優等という基準に学校を恭順させる働きが込められていたわけです。

その御真影に、一番最初に、儀式の時に最敬礼するところから始まるわけですから、その儀式のそもそもの狙いというのはそういう天皇陛下に対して、恭順の意を表すところから出発しているわけです。それが儀式の一番大きな狙いだったわけですけども、そのときに各学校では、書証ではちよつと出せませんでした。が、学校に來た御真影ならびに勅語の謄本は、これは校内の一定の場所を選んで最も尊重に奉置すべしという訓令をつけました。だから、校内一定の場所を選んで、そういう御真影とか教育勅語謄本は最も尊重に奉置しなければならぬ。奉置というのは、置き奉るという意味ですね。奉置すべしということが書いてありましたから、最も尊重にやらなければいけないんで、この点で大変教員は苦心したわけです。

例えば、御真影が何かの時に、火事だとか風水害なんて時に、取り出さなければならぬなんて時は、教員は命を張ってでもやらなければいけないというので、たまたま私はそういうところの研究もしております、甲五号証でちよつと

御真影下賜の文部省通知

(一八九一年二月)

聖上並 皇后宮御写真ノ儀是迄道庁府
県立学校等へハ夫々拜戴相成來候処自
今高等小学校へモ申立ニ依リ下付可相
成候ニハ先以後來維持ノ目的モ確立シ
且他ノ模範トモナルヘキ優等ノ学校ヲ
撰ミ当省ヲ經テ申立相成可然候

御影竝ニ教育ニ關スル勅語謄本奉置ノ
件 (一八九一年一月一七日)

管内學校へ下賜セラレタル

天皇陛下

皇后陛下ノ御影竝ニ教育ニ關シ下シタ
マヒタル 勅語ノ謄本ハ校内一定ノ場
所ヲ撰ヒ最モ尊重ニ奉置セシムヘシ

洗い出したのは、『教育塔誌』という本がございまして、これは大阪に教育塔というタワーがございしますが、そのタワーの時の記念誌ですが、そこに合祀者名簿がありまして、教員の場合はどういう理由でなくなったかということが書かれています。その中で、教育勅語とか、御真影にまつわってなくなった人たちのリストアップをしてみたんですね。そうしますと、一号から明治二九年の栃内奉吉と書いてありますが、そこから空襲あるいは戦後の奉安殿の撤去に至るまで、二八名の人たちがこの御真影を守ろう、あるいは教育勅語謄本を守ろうとして殉職した人たちを拾うことができる。だから、そういう事実の積み重ねが教育勅語とか御真影というのをますます神格化して、それは儀式の時に最初に頭を最敬礼するところと重なって、国民精神というか、子どもたちにもこういうもの、の大事さ、あるいはこういうものはどうしても最も尊重に扱わなければならないという精神が植え付けられていったんだと思います。

戦前の教育における学校儀式の役割

(甲六号証を示す) 戦前におきまして、学校儀式が教育において果たした役割についてのよう評価できますでしょうか。

この儀式というのは、さっきも言いましたように、教科の内容とは別の形で行われたのですが、この儀式はいわば子ども肉体の行動を通してやるものなん

甲五号証

「殉職教職員芳名並二事蹟」

「教育塔誌」(帝國教育会)

一九三七年からの抜粋

御真影・教育勅語に関わる「殉職」例

岩手県上閉伊郡箱崎尋常小学校訓導

明治二十九年六月十七日 栃内泰吉

五十五歳

三陸大海嘯ニ襲ハレ御真影ヲ奉遷セン

トシ避難ノ機ヲ逸シ之レヲ奉持セルマ

マ怒濤ニ打上ゲラレ殉職ス

御真影ハ絶命スル迄身辺ヨリ放タズ奉

護シ為メニ御真影ハ安全ナルヲ得タリ

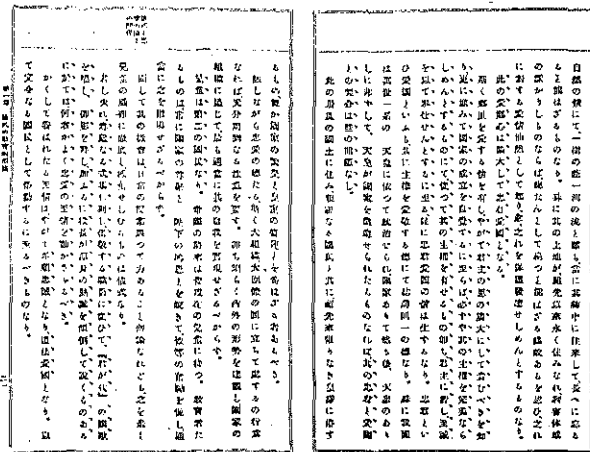
ですね。だから、教科書で読むとか、目と耳でやるのとは違って、肉体的な行動を通す、例えば最敬礼をするとか、あるいは校長の朗々と読む教育勅語の朗読を聞くとかを通して、教育効果を挙げていたものです。その効果について、あるいは狙いについて書いたものが甲六号証の『小学校の儀式に関する研究』に現れていると思います。

これは、飯島利八という人が明治年代に作ったものですが、一九一一年（明治四四年）の刊行ですが、その中に儀式というのはどういう役割を果たしているのかということが端的に書かれていると思うんです。甲六号証に「儀式に依つて養はるべき感情」というところがあると思います。簡略に言いますと、この六項目の一つに、儀式は「共同の精神を養ふ」というのが書いてあると思います。それから、二つ目は「忠愛の至情を養ふ」というふうに書いてある。儀式は忠愛の至情を養うんだと言うことを書いてあります。そして、その「忠愛の至情を養ふ」というところを読んでいきますと、その儀式をやることによつて、共同体的な精神が養われる。で、五行目に「此の愛郷心は拡大して忠君愛国となる」と。「斯く郷里を愛する情を有し、やがて君主の恩の廣大にして費むべきを知り、さらに進みて国家の成立を自覚するに至らば、必ずや其の主権を完美ならしめんとするものにて、従つて其の主権を有せるもの即ち君主に対し至誠を以て奉仕せんとするに至る、茲に忠君愛国の情は生ずるなり」と、そういうふうに書いてあるんですね。

甲六号証

『小学校の儀式に関する研究』

（飯島利八） 開發社・一九一一年



そして、ちょっと飛びますが二二ページの五行目に、「児童は第二の国民なり。帝国の将来は皆現在の児童に待つ。教育者たるものは常に国家の尊嚴と陛下の鴻恩とを説きて彼等の奮励を促し、適当に之を指導せざるべからず」、適当にというのは当を得てという意味ですね。適当にやれと言う意味じゃないです。

「而して其の機會は、日常の授業與つて力あること勿論なれども之を最も児童の脳髓に徹底し感奮せしむるものは儀式なり。若し、夫れ尊嚴なる式場に列し、崇敬する職員に従ひて君が代の国歌を唱し、御影を拝し、加ふるに校長が渾身の熱誠を傾倒して、説くものあるに於ては何者かよく忠愛の至情を動かさざるべき。かくして、養はれたる至情は、やがて孝順忠誠となり。遵法愛國となり。以て完全なる国民として、恪勤するに至るべきものなり。」と、こういうふう一格調高く書いておりますが、そこに儀式の持っている意味が書かれています。

もう少し補足説明してもらえますか。

つまり、儀式というのはさっき言いましたように、肉体の反復をします。それから、教育勅語の内容は小学校一年生から聞いたところで中身はわからないんですね。「朕惟フニ我力皇祖皇宗」なんて読んだところで、二分一秒かかりますが、普通で言うところからいって、だから、回想記で谷内六郎なんて、週刊新潮の表紙を描いた画家がいますが、この人は教育勅語を六年間学んだけれども、全然わからなかった。分かったのは、「夫婦は鯛だ」（注・「夫婦相和シ」のこと）ということだけだったと言うんですね。つまり中身は分からない。分かったことと

しては、「夫婦は鯛だ」ということぐらいなのですが、しかし、そこで繰り返しやられる、肉体訓練、何となく反復されて、そのときはともかく敬礼して、頭を下げていなくちゃならないということを通して、身体を通して分からせるというところに儀式の狙いがあつて、御影あるいは教育勅語の有り難さというものを無条件で従わせる、そういう役割があつたかと思ひます。

学校儀式で「日の丸」がどのように用いられていたのか

次にその学校儀式において、日の丸がどのような形で用いられていたか、掲揚されていたかということについて、お聞きいたします。これは時期によつて違いがあるんじゃないか。

はい。日の丸というのが学校教育の場について登場したのかということが、実は研究が遅れておりまして、当初、当初というのは「学校儀式規程」ができた頃です、ね、日の丸はどう掲げられていたかというのは、本当は分からないんですが、ただ多くの資料などによると、校門とか玄関に、まずその儀式の日には掲げてあっただろうということが想像できます。それは、この甲七号証の書証によりまして、この甲七号証は會地村といひまして長野県の伊那地方ですが、その地方を小学校の先生をしていた熊谷元一という人が写真をよく撮っていたんです。

その人の写真集に載っているのを参考までにお示しいたしますが、その甲七号

甲七号証

「會地村 一農村の写真記録」

(熊谷元一) 朝日新聞社・一九三八年

証二〇ページの左上に「小学校卒業式」という写真があります。これを見ても分かるように、真正面に御真影がある景色もありませんし、日の丸が張つてある気配もないわけですね。そして、三枚目、二二ページとありますが、左上に小学校の入学式の様子をとったのがありまして、玄関に日の丸が二つ掲げられています。だから、この卒業式、入学式に掲げられた日の丸というのは、当初このように式場ではなくて玄関とか校門であっただろうというふうに思います。これが、当初、日の丸が学校儀式に登場してきた沿革だと思んですが、これが式場にまで出てくることになるのは、いわば太平洋戦争が始まった頃からだというふうに、今の研究段階では言えると思うんです。儀式の中では、一番最初に大事なものは、さっき言いましたように御真影や勅語謄本でありまして、日の丸というのは二次的な意味しか持っていなかったんだと思います。だから、天皇、忠君思想を植え付けるための儀式に最初必要だったのは、御真影や勅語謄本でありまして、日の丸はそれがある以上二次的な、装飾的な意味しか持っていなかったというふうに考えていいかと思えます。

(甲六号証の四八ページを示す)今説明された校門あるいは建物玄関に日の丸を掲揚するということはこの書物でも説明していますか。

はい。先程の『小学校の儀式に関する研究』という飯島利八の本にも、「校門或は玄関に国旗を正しく掲揚すべし」というふうに書いてありますように、そもそも国旗というのは風に翻るといふところに意味がありまして、だらんと垂れ下



甲六号証

『小学校の儀式に関する研究』

がつている、つまり旗竿に横に垂れ下がっているというのは、国旗本来の意味ではないんです。だから、翻らせるためには、校門だとか玄関だとか風に当たるところに置いとかなくちやいけない。こういうところから、正しく掲揚すべしというのは、ひらひら舞うように、翻るように置きなさいと、こういう意味だと思いますが、そういうことから国旗が最初は式場にはなかつたと、こう考えていいんじゃないかと思えます。

それが式場に掲揚されるようになったということですね。

そうです。

その時期やあるいはその経過、事情を説明していただきたいんですが。(甲九号証、甲一〇号証を示す)これを参考にして、説明していただけますか。

その前に、甲八号証にもふれたいと思うんですが、学校儀式の中で、日の丸が登場するということを研究したのは、この甲八号証の『歴史学研究』の一九九一年六月号の森川輝紀先生、この先生は埼玉大学の教授ですが、この先生の『天皇制教育と儀式の位相』という論文が、最近の教育学の研究が初めてだと思えます。日の丸というのがどういうときに登場したのか、学校儀式に登場したのかというこの研究。ですから、これから私が述べることもこの先生の研究に依拠しておりますことを最初にお断りしておきます。

私も同感だと思えますのは、日の丸が儀式上に登場する資料というのがあまりありませんが、例えば甲九号証の『農山漁村経済更正運動史資料集成』というの

甲八号証

「歴史学研究 1991・6」

「天皇制教育と儀式の位相」

(森川輝紀) 青木書店

甲九号証

「農山漁村経済更正運動史資料集成」

(楠本雅弘) 柏書房・一九八八年

「全国優良更正農村 経済更正計畫及

其ノ實行状況 山口県阿武郡佐々並村

事例」

(農林省経済更正部) 一九三六年

があります。これは、戦時下といいましょるか、太平洋戦争のもつと前、日中戦争が始まる頃からの「全国優良更正農村経済更正計画」、つまり政府が優良だとみなす農村の、農村が疲弊しておりましたから、更正計画、立ち直る計画を、優良なところをピックアップして紹介したもののなんです。その中で例えば山口県の阿武郡の佐々並村の事例が紹介されております。

それが甲九号証なんです。その中の「(ロ)」によりますと、「祝祭日ニハ各支部ニ於テ大国旗ヲ掲揚シ四大節ニハ大国旗ノ掲揚式ヲ举行ス」。四大節というのは、昭和期に設けられたもので、明治期は先程三大節と言いましたが、昭和期には昭和天皇の誕生日を天長節というのは当然ですが、明治天皇の元の誕生日を明治節というふうにつけ加えられましたので、四大節、四つの大きな祝祭日になったんです。で、掲揚式を挙行すると。「国旗掲揚式ハ全部落民早朝国旗ノ下ニ参集シ森厳ナル式ヲ行フ」と、こう書いてあります。この祝祭日には部落民が国旗の下に参集して行うんだと、これは最初の「儀式規程」でも市町村民まで巻き込んでというふうに書いてありましたけれども、こういう運動がこの農村更正計画の中から出てきてまして、そしてその次に書いてあるのは、「村内三十三ノ報徳農事実行組合中既ニ三十組合ハ国旗掲揚ノ施ヲ了シ」、施設を作り終えて、「之ヲ実行セリ」と、「其ノ他ノ組合モ準備中ナリ。四大節ニハ全村民小学校ノ拜賀式ニ参列スルヲ可トスレ共遠隔ノモノ或ハ家族少キモノ等ハ参列困難ナル為部落国旗家様式ヲ以テ之ニ替ヘ精神ノ教育ヲ行フモノナリ」と、こういうふう

書いてあります。

つまり、儀式というのは本来は住民もみんな参列させたいんだけど、遠隔地や子どもがいないところではなかなか学校が遠くなるものだから、そういうところでは国旗掲揚儀式をもって儀式に参加したものと見なすというか、そういう運動が広まってきたんですね。ですから、御真影というものが儀式では一番大事なものだだったんですけれども、そういうところに行けない者は国旗が御真影の代わりをして、その下に参集するという、そういうものに国旗を使い始めています。それが日中戦争の始まる頃から行ってきたものなんです。だから、ここで国旗というものを儀式に転用してくる。国旗掲揚式というものがですね、儀式に転用してくる端緒が見えると思います。

そして、甲一〇号証は『国民学校新禮法精説』という本ですが、国民学校というのは太平洋戦争が始まる一九四一年（昭和一六年）の四月から小学校が国民学校というふうに名前を変えられます。そのときに、文部省が「礼法精説」というのを作ったんです。そこで、甲一〇号証は、これを解説したものなんです。六二ページの真ん中辺に「国旗」というのがあります。そして、その「国旗」の一番最後に「室内では旗竿を用ひないで、上座の壁面に掲げてよい」という言葉が出てきます。ここで、初めて文部省ならびにその解説がですね、室内つまり式場の室内では、旗竿を用いない、つまりぶら下げないで上座の正面に壁面にべたと広げてやってもよいということが公認になった。それは、昭和一六年からと

甲一〇号証

「国民学校新禮法精説」

（國民禮法實踐研究會） 八光社・
一九四一年

ということが分かるんですが、それぐらい儀式場での国旗の掲揚は遅かったんですが、それが出てきたというのは何かというと言いましたように日中戦争が始まって、そして国歌総動員体制が確立する、そのときに今までは勅語や御真影だけだったんだけど、国旗も総動員してですね、そして儀式に出られないところは国旗掲揚式をもってそれに代える。そして、式場に、真ん中に、国旗をぺたんと正面に掲げてもよいという、そういうことが行われ、また公認されるようになったという、そういう資料です。それが国民学校。ですから、戦争が進展するに従って、国旗も式場に登場してきたと、こういうことが言えると思います。

それから、先程の甲六号証の著者である飯島利八の名前が何度か出てきたんですが、これはどういう方ですか。

この人の経歴は、私もまだ研究しておりませんが、小学校の先生だったというふうに思いますが、儀式について大変勉強している人で、日本において小学校儀式について、思想的に研究した最初の人だと思います。ですから、これは明治四四年ですが、その段階で儀式に着目して、儀式の教育的効果について、理論的にまとめた最初の方だと思います。そういう意味では、大変着目が、別の言い方をすると正しい着目をしていて、儀式の効能というのに早くから注目した人だと思います。

学校儀式において、日の丸を掲揚する、その教育的な目的、狙いは何だったということになりましようか。

甲六号証

「小学校の儀式に関する研究」

儀式はさつき言いましたように、何度も言いますように、御真影とか教育勅語に拝礼してその式日の有難味を訓示するところにあつたんですが、日の丸を登場させることによって、日の丸というのはそもそも白地に赤いということ、その赤というのは血潮を表すんだというような意味を込められて教えられておりますが、後でこれも述べるかと思いますが、そういうふうには習っているわけですね。それから、日本人の赤誠、赤い心を、誠を表すんだというふうに言われておりましたんで、これも国家意識を作るために使われた一種の道具だと思っております。そのものまでも儀式に登場させることによって、儀式ならびに国民の子どもたちの心の中に今まで御真影、勅語に殉じなければならぬと言ふことその他に、国旗にも殉ずるといふ精神を注入するというか、培わせたものだと思います。

そうすることによって、教育勅語の基本方針にね、忠君愛国思想を児童に育成していく、脳髓にたたき込んでいくと、こういうことだったというふうにお聞きしてよろしいんですか。

はい、そうです。

戦前の教科書制度

それから、次に、教科の中で、どのように日の丸教育が行われていたかについて、戦前

の教科書を用いて説明していただきしたいと思います。敗戦前の日本においては、教科書はどのような形で、どこが主体になって作成されていたのでしょうか。

明治の学校制度が始まった当初は教科書は自由発行、つまり誰が作っても誰が出してもいいということであったわけですが、一八八六年（明治十九年）に教科書の中身に検定制度というものが加わりまして、文部省の検定を経たものでなければ教科書として使えないということになったんですが、それが一九〇三年（明治三十六年）から、実施としては一九〇四年からですが、国定制と云いまして、国が定めたものでなければ使ってはいけないという、特に国語とか、修身とか中核的な教科では国定制が始まりました。で、国民精神を形成する上での大事なものの、国語とか修身はすべて一九〇四年以後は国定制であったところ考えていいと思います。

そして、国定制も大きく分けると、五度にわたって戦前は改訂されているんです。最初一九〇四年からスタートしたのが一九一〇年（明治四十三年）で第二回目の内容の改訂が行われて、その次一九一八年（大正七年）が第三回目の改訂、それから一九三三年（昭和八年）が第四回目の改訂、さらに戦時下、太平洋戦争下の一九四一年（昭和十六年）に第五回目の改訂が行われます。大雑把に言つて、戦前の国定制は五期に分かれていたと、こう考えていいと思います。

（甲一一一七号証を示す）これは戦前の教科書あるいは教師用の指導書です。すね。



【戦前の修身教科書の表紙】

そうです。

それで、甲一一から一五号証は国語の関係、一六から一九が修身の関係、二〇が音楽、二一から二七が図画ということですね。

そうです。

国語教科書の中の「日の丸」

それで、今の順序に従って順次説明していただけますでしょうか。まず甲一一号証お願いします。

今言いましたように、ここで出したのは国定教科書の時代に教科書の中で「日の丸」教材がどんな風に描かれていたかということなんですが、甲一一号証で見ると、これは奥付も付してございますが、明治四三年、第一期の国定教科書の巻一です。一番最初に「ハタ」と出てきます。これは「ハタ タコ コマ」と後に続く有名な教材の一つなんですが、普通名詞としての旗を出しているんだと思います。まだ国家意識を、ここでは書いてありません。

それが甲一二号証になりますと、一年間に巻は一と二とありますので、六年生の下というふうに考えていいと思うんですが、巻十二の第十三課に「国旗」という教課がございますが、その中に、国旗で今まで旗くらいしか説明していませんが、踏み込んで国旗というのはどういふものであるのかの説明をしております。

甲一一号証

「尋常小學讀本 卷一」

(文部省) 一九一〇年

甲一二号証

「尋常小學國語讀本 卷十二」

(文部省) 一九三一年

(初版発行は一九二三年)

頁	章	節	項
第十三課	国旗		
<p>今日一國家を形成する國々にして、国旗の制定せられざる所なし。國は實に國家を代表する標識にして、其の徽章を形にはそれ／＼深き意義あり。今我が國を始めて主なる諸外國の国旗に就いて述べん。</p> <p>雪白の地に紅の日の丸をふがける我が國の国旗は最もよく我が國就にかなひ、皇威の發揚國運の隆盛をなから旭日昇天の勢あるを思はしむ。更に思へば白地は我が國民の純正潔白なる性質を示し、日の丸は熱烈燃ゆるが如き愛國の至誠を表すものといふべきか。</p> <p>イギリスの国旗は今日の形式を具するまでに幾多の變化を重ねたるものなり。元來イギリスは、イングランドスコットランドアイルランド三國の合同して成れる國家にして、先づイングランドとスコットランドと合するや白地に赤十字の徽章ある前者の国旗と、白地に斜白十字の徽章ある後者の国旗とを合して一旗となし、更にアイルランドの加はるに及び、白地に斜赤十字の</p>			

す。

つまり、この六一ページの二行目からですが、「雪白の地に」、雪のように白
いという意味ですが、「紅の日の丸を多がけたる我が國の國旗は、最もよく我が
國旗にかなひ、皇威の発揚、國運の隆盛さながら旭日昇天の勢いあるを思わし
む。さらに思へば、白地は我が國民の純正潔白なる性質を示し、日の丸は熱烈燃
ゆるが如き愛國の至誠を表すものといふべきか」という、ここに代々引き継がれ
てきた日の丸の中身と言いましようか、精神と言いましようか、そこが表れてい
ると思うんです。つまり、白地は我が國民の純正潔白なる性質、赤い日の丸は熱
烈燃ゆるがごとき愛國の至誠を示すんだと言う、これが一九二三年（大正一二
年）のものです。国定の第三期のものですね。

そして、甲一三号証は『小學國語讀本卷一』。これは後ろの奥付からいきます
と、昭和七年、一九三二年ですから四期ですね。四期の冒頭です。これも有名
な教材なんです、巻一ですから一年生。「オヒサマ アカイ アサヒガ アカ
イ」というところと「ヒノマルノハタ バンザイ バンザイ」というのが見開き
になっております。つまり、オヒサマというのは、旭日、「アサヒノ ノボル
イキオイ ミセテ」というのが後の唱歌で出てきますが、アサヒというのは日の
丸を連想させるわけですね。で、その日の丸がバンザイ バンザイというふう
につながっていくわけです。それが四期。

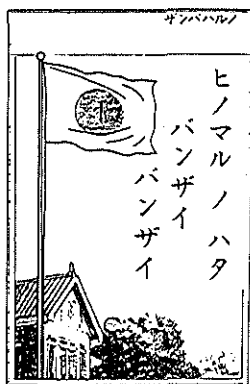
それから、国民学校期の『よみかた四』（甲一四号証）というのがございま

図 4
徽章ある其の國旗を合はせて、遂に今日の如き形式と
なすに至れり。
アメリカ合衆國の國旗は一定不變の部分と變化を許
されたる部分とより成る。即ち赤白合はせて十三條の
横筋は獨立當時の十三州を表すものにして、永久に變
化することあらざれども、藍地中の五芒星は常に州の數

甲一三号証

『小學國語讀本 卷一』

（文部省）一九三二年



甲一四号証

『よみかた四』

（文部省）一九四一年

す。よみかたというのは平かなとカタカナである教科がありますが、よみかた一、二が一年生、三、四が二年生ですから、二年生の「下」の一〇四ページに、この国定五期のもはもう太平洋戦争が始まっている頃の教材ですので、次のようなことが出ております。「二十二 支那の子ども」というところ、ちよつと読んでみますのでお聞き下さい。

「ここは、支那のある町です。せまい通には、赤いらふそくや、にはとりの卵や、あひるの卵や、にんにきや、はすの實などを、戸口に並べてゐる店もあります。(中略)

今、日本の兵たいさんが、車にいっぱい荷物をつんで、この通にさしかかりました。町の男や女たちが、この兵たいさんに、ていねいにあいさつします。何かわからぬことを、がやがや話したり、にこにこ笑ったりしながら、立止まって、兵たいさんを見てゐるものもあります。

このせまい通には、買物をする人たちがたくさんゐるので、兵たいさんは、車を引きながら、ときどきと、『ちよつとごめんよ。』といひます。すると、みんなは、すぐよけて兵たいさんを通らせませす。

通をぬけて、町の入り口の門のところまで来ますと、そこには、日本の兵たいさんが、銃を持って番をしてゐます。車を引いてゐる兵たいさんが、けい禮をします。番をしてゐる兵たいさんも、けい禮をします。口にはいひませせんが、おたがひに、『ごくろうさま。』『ごくろうさま。』と、心の中でいって



ゐるにちがひありません。

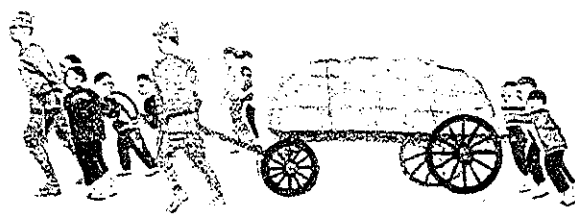
門を過ぎると、廣場があります。そこで遊んでゐる支那の子どもたちが、車を引いてゐる兵たいさんを見ると、『兵たいさん。』『兵たいさん。』といつて、やって来ました。

子どもたちは、ちゃんと、『兵たいさん。』といふ日本語をおぼえてゐるのです。でも、その後はがやがや何かわからぬことをいひながら、三四人は、車のかち棒にとりつきまます。おかれて来た二三人は、車の後押しをします。みんな一生けんめいです。

かうして、たくさんの支那の子どもたちに手つだはれながら、日本の兵たいさんは、にこにこして車を引いて行きます。

すると、とつぜん一人の子どもが、大きな聲で、青空高く 日の丸あげて、と歌ひだしました。それについて、子どもたちは聲をそろへて歌ひました。青空高く 日の丸あげて、ああ、美しい、日本の旗は。」

これは一九四一年（昭和一六年）に書かれた、太平洋戦争がまもなく始まるとうとうときに作られて、そのときに使った教科書です。二年生の教科書にあります。支那の子どもも日の丸の歌を歌っているよと、こういうことを言つて支那の子どもでさえ日の丸に敬意を表している。それから日本の軍人に協力しているということを出したい。



「教師用指導書」での説明

そういうことを、ちょっと横道にそれますが、教師用指導書でどういふふうの説明していたかと言いますと、甲一五号証の『よみかた四教師用』というのがあると思いますが、それを引き続いてちょっと読んでみたいと思います。この「支那の子ども」という教材の、「一五号証の「教材の趣旨」に次のように書いてあります。

「前課に関連して『支那の子ども』を掲げ、彼の國の子どもが日本の兵士に親しみ、その仕事に協力してゐる生活をあらはした教材である。日支の提携、東亜新秩序建設の相を、児童の心情に即して、具象的にあらはしたところにこの教材の意義がある。かくの如き教材によつて、支那の子どもが皇軍の将士に親しみ、その仕事を助け、『日の丸』の歌を唱和することなどを知れば、わが國の児童の感激は大きいものがあるであらう。支那の子どもはわれらの友だちであり、将来ともに手を取つて大東亜建設に邁進する精神に培ふことが大切である。」と書いてあります。

そのあとどういふふうに扱うかを書いてありますが、このように、この「支那の子ども」という教材を出すことによつて、大東亜共栄圏を建設する材料にしたのが日の丸の教材であるわけです。

甲一五号証

「よみかた教師用」

(文部省) 一九四一年



修身教科書の中の「日の丸」

国語をちよつとかいつまんで急ぎましたが、次に修身の教科書でも同じようにいきますが、甲一六号証を見てください。修身でも同じように行われておりますが、これは一九〇三年（明治三十六年）ですから、第一期の修身の教科書では、まだそういう国家意識はなかつたんです。例えば、二一ページに「ヒノマルノハタハ、ニッポン ノ シルシ デ アリマス。ヨイハタ デ ハ アリマセンカ。」という程度の記述でありました。

それが次の甲一七号証によりますと、「國旗」というのがあります。三九ページです。後ろ二行から読みますが、「どこの國にもその國のしるしの旗がありません。之を國旗と申します。日の丸の旗は我が國の國旗であります。」そして、「祝日や祭日には立てます、日本人は日本の旗を大切にしなければなりません。」というのと、次の「二十二 祭日・大祭日」というのが続いておりまして、そういう祝日・大祭日には旗を立てましょうと。そして、「我等はよくその日のいはれをわきまへて、忠君愛國の心を養はなければなりません。」と書いてあります。これが奥付を見ますと、一九一三年（大正二年）の尋常小学校修身書の四、四年生用の修身の教科書。

そして、『尋常小学修身書卷三』は第四期の教科書で、一九三九年（昭和一四年）に作られたものですが、「國旗」というところがあります。で、この「國

甲一六号証

「尋常小學修身書 第二學年兒童用」

（文部省）一九〇三年

甲一七号証

「尋常小學修身書 卷四兒童用」

（文部省）一九一三年

甲一八号証

「尋常小學修身書 卷三兒童用」

（文部省）一九三九年

「旗」では、五九ページですが、「けふは明治節です。どの家にも、日の丸の旗が、朝風にいきよひよくひるがへつて居ます。此の村には、もと、祝日に日の丸の旗の立たない家もあつたさうです。それが、今から十年ほど前に、村中さうだんして、どの家でも日の丸の旗を作りました。さうして、いつもは、しづ引のふくろに入れ、ふくろの上に旗を立てる日を書いて、神棚の下にかけて置くことにしました。」と。こうして、この村は一軒も挙げないうちがなくなったということを書いて、そして日の丸を見上げて、オリンピックその他で君が代が演奏されると大変感激するんだと言うことが書いてあつて、まだ軍国調のことはなかつたんです。

それが甲一九号証の太平洋戦争下の修身では、どういふふうになつてゐるかという、七六ページですが、「十六 日の丸の旗」というのがあつて、どの国でも、国の印として旗があるというのは同じなんです。が、七八ページを見てください。三行目です。

「日の丸の旗は、いつ見ても、ほんたうにりつばな旗です。祝祭日に、朝早く起きて、日の丸の旗を立てると、私どもは、『この旗を、立てることのできる國民だ。』『私たちは、しあはせな日本の子どもだ。』と、つくづく感じます。」

日本人のゐるところには、かならず日の丸の旗があります。どんな遠いところに行つてゐる日本人でも、日の丸の旗をだいにじにして持つています。」

そして、八〇ページですが、「日本の國のおめでたい日や、記念の日には、日

十七 國旗

けふは明治節です。どの家にも日の丸の旗が朝風にいきよひよくひるがへつて居ます。此の村にはもと祝日に日の丸の旗の立たない家もあつたさうです。それが今から十年ほど前に村中さうだんしてどの家でも日の丸の旗を作りました。さうしていつもはしづ引のふくろに入れふくろの上に旗を立てる日を書いて神棚の下にかけて置くことにしました。それから此の村には祝日や祭日に旗の立たない家は一軒もなくあつたといふことです。



甲一九号証

「初等科修身 一」

(文部省) 一九四二年

の丸の旗を立てて、心からおいはひをいたします。敵軍を追ひはらって、せんりやうしたところに、まっ先に立てるのは、やはり日の丸の旗です。兵士たちは、この旗の下に集まって、聲をかぎりに、『ばんざい。』をさげびます。

日の丸の旗は、日本人のたましひと、はなれることのできない旗です。」

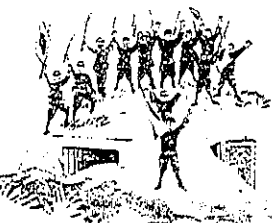
この太平洋戦争下で、初めて、日の丸の旗というのは敵軍を追ひ払って占領したところに立てるものなんだという、軍事的な意図で立てるものだと言うことが、初めて出てきております。だから、戦時下に学校儀式で立てられた旗というのは、大変軍国的な意味あいを持たされていたということが分かります。

「ウタノホン」の中の「日の丸」

そして、続いて甲二〇号証の「ウタノホン」。以下は唱歌ですが、「ウタノホン」で出ているのは日の丸の歌ですね。そして、国旗掲揚台の下に並んで子どもたちが歌っているもので、5ページにあります。「アヲゾラ タカク ヒノマル アゲテ、アア、ウツクシイ、ニホンノ ハタハ」。一番です。二番は「アサヒノ ノボル イキホヒ ミセテ、アア、イサマシイ、ニホンノ ハタハ」。ついでに言いますと、戦後この二番は軍国主義を助長するものとして歌われなくなりました。一番を繰り返すということが行われております。これが「ウタノホン」。

「この旗を、立てることのできる國民だ。私たちは、しあはせな日本の子どもだ。ど、つくつく感じます。」

日本人のあるところには、かならず日の丸の旗があります。どんな遠いところに行っても、日本人でも、日の丸の旗をだいにし



て持っています。さうして、日本の國のおめてたい日や、記念の日には、日の丸の旗を立てて、心からおいはひをいたします。敵軍を追ひはらって、せんりやうしたところに、まっ先に高く立てるのは、やはり日の丸の旗です。兵士たちは、この旗の下に来て、聲をかぎりに、『ばんざい。』をさげびます。

日の丸の旗は、日本人のたましひと、はなれることのできない旗です。

甲二〇号証

「ウタノホン 上」

(文部省) 一九四一年

図画教科書の中の「日の丸」

そして、甲二一号証以下は図画の教科書ですが、甲二一号証は、『小學図画』
というので、これは奥付を見ても分かるように、一九三二年（昭和七年）、日中
戦争が始まっているときから使われたもので、一年生の最初に日の丸の旗を書く
練習をさせている。日の丸の旗というのが図画の教材のスタートでした。

そして、国民学校の時代に入ってきたのが、甲二二号証で、『エノホン一』と
いうのが一年生の図画の本の上ですが、一九三二年の時には日の丸を書くという
ことから始まりましたけれども、国民学校の教科書では、見れば分かるように、
日の丸を作るというのが最初の教材でした。日の丸を作る工作ですね。日の丸を
作る教材が図画の教科書のスタートでした。そして、作るだけでなく、今度はさ
ういふところに、「ハタヲアゲル」というところがあります。国旗掲揚。で、み
んなが見上げている絵を描かせるわけですね。そういうことをやる。

そして、『エノホン二』。これは二年生の教科書ですが、一年生で国旗を作ら
せて、国旗掲揚の絵を描かせる。そうすると、二年生では、この甲二三号証の1
4には「ニフエイ」という絵を描かせる練習をしています。ニフエイというの
は、兵士にとられた人たちが徴兵にとられて入営するところです。で、日の丸の
小旗を打ち振っている姿を描かせるということをやっています。これが二年生の
教科書です。

甲二一号証

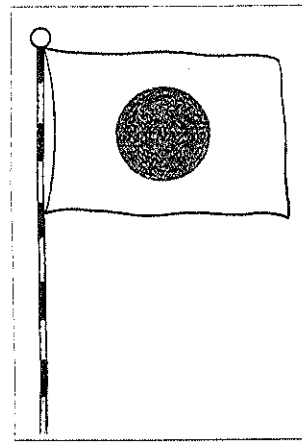
『尋常小學圖画 第一學年児童用』

（文部省）一九三二年

甲二二号証

『エノホン一』

（文部省）一九四一年



甲二三号証

『エノホン二』

（文部省）一九四一年

そして、四年生の教科書、甲二四号証ですが、四年生では、20で「勇ましい兵たい」というので、戦地の兵隊が日の丸を先頭にして行軍している姿を描く練習をさせております。

こういうのを、私が想像で言ってるわけではなくて、教師用書でそういうことを描かせるということの意味を言っているもんですから、甲二五号証から甲二七号証にかけて教師用書でどんなふうにもこの教材を説明しているかをちょっとだけかいつまんで説明します。甲二五号証で、旗を子どもたちに工作で作らせる、その時にやっぱり「紙で日の丸の旗を作らせて、手指の初歩的な錬磨をなし、国民的情操を養ひ、制作への興味を」起こすと。そして、「『ヨミカタ』の日の丸の旗に関する教材等と相俟って、国旗に対する認識を深め、国旗を尊重し、国民的情操を涵養するために採したのである。」というふうに書かれています。

また『エノホン二』のところでは、「ニフエイ」というのがありましたけれども、「ニフエイ」というのを教材に入れた趣旨、甲二六号証の二九ページですが、そこに要旨として「入營の情景を描かせて思想発表の練習をさせ、国民的精神を養ふ。入營の情況は時と所により一様では無いが、その形式の如何を問はず、それが国民的感激の一対象であることに変わりはない。この感激の一場面を描写させることによって、思想発表の練習をさせ、国民精神の涵養に資するのが本教材の目的である。」というふうな教師用書でも位置づけてあります。

それから、『エノホン四教師用』、甲二七号証ですが、「勇ましい兵たい」と

甲二四号証
『エノホン 四』

(文部省) 一九四一年



14 ニフエイ

甲二五号証

『エノホン 一 教師用』

(文部省) 一九四一年

甲二六号証

『エノホン 二 教師用』

(文部省) 一九四一年

いうところにも、やっぱり今私が述べたようなことが書いてありまして、教師用の「要旨」で、四一ページです。「兵隊が活動してゐる情景を書かせて、思想発表の練習をさせ、兵隊に対する感謝の念を持たせ、国防思想の涵養に資する。本教材は陸軍記念日に関連して採用したもので、「三月教材『兵タイサン』の発展したものである」。陸軍記念日は三月一〇日だと思いますが、そして、国防思想の涵養に負っている。

そして「指導」のところでは、「教科書の本図は」、兵士が行軍している図ですね。「兵隊が国旗を先頭にして昼の野を進軍してゐる有様を描いたものである。此の図を通して、皇軍が」、皇軍とは天皇の兵士ということですが、「大陸で活躍してゐる光景を想像させる」。参考の図は、「日本軍が六頭の馬で野砲を運んでいる有様」である、云々と書いてあるように、『エノホン』でも国旗を中心とする教材の練習あるいはトレーニンングがあるということが分かると思います。

今見ましたように、今日は算数は出せませんでしたけれども、国語、修身、図画、そういうすべての教科にわたって、日の丸教材というのが登場してきております。



甲二七号証

「エノホン」

四

教師用

(文部省) 一九四一年

20. 勇ましい兵たい

「日の丸」教育の実態

引き続きお伺いします。教材をもとに、敗戦前の日の丸教育の実態を色々説明していただきましたが、（甲二九号証を示す）『太平洋戦争下の学校生活』という資料がありますが、この書証をもとに、さらに学校における日の丸教育の実態を説明していただけますか。

甲二九号証というのは、今いろいろと述べましたような教科書で書かれた日の丸の教育が、現実に子どもたちの生活の中にどんな風に反映していったのかというを示すものです。この本は岡野薫子さんが今から三年ほど前に出された本ですが、国民学校の生徒さんだった方です。その甲二九号証の九一ページに体験記が書いてあります。

「この年昭和一三年五月一九日、日本軍徐州占領。一〇月二七日、日本軍武漢三鎮を占領。鈴を鳴らして号外屋が走り、国内は勝ち戦の報に沸いた。四年生の私は、初めて夜の提灯行列に加わった。」云々と書いてあります。提灯行列というのも日の丸の旗を振るのが通例でありまして、日の丸行列の代名詞です。

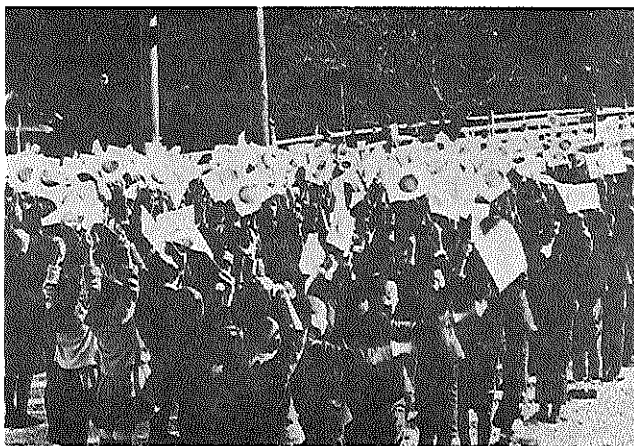
そして、その日の丸行列の他に、「学芸会で、私は級友五人と、三浦先生振付の『日の丸行進曲』を、日の丸の小旗を両手に持って踊った。」踊りの中にも日の丸が使われております。

「『母の背中に ちさい手で 振った あの日の日の丸の 遠いほのかな 思

甲二九号証

『太平洋戦争下の学校生活』

（岡野薫子）新潮社・一九九〇年



「『日の丸』行列の様子」

い出が 胸に燃え立つ愛国の 血潮のなかに まだ残る』 学芸会にでるとい
ので、母は、ウールの緑色のワンピースを新調してくれた。四年生の時に書いた
作文を今読むと、軍国主義の教育が、私のなかに着実に実を結んでいることがよ
くわかる。」ということが書いてありますように、提灯行列ないしは演劇のなか
でも、日の丸は教科書以外にも登場していたと、軍国主義一色に学園生活があっ
たということをおうかがわせます。

「日の丸」教育の効果

そういう日の丸教育の結果ですね、児童、生徒たちに、そういった日の丸教育が目的と
していた狙いというものは、現実に効を奏していたんでしょうか。

はい。実際、今この岡野さんの作文で読みましたように、子どもたちになんの
疑問もなく日の丸というものは偉いものだ、それから占領地に旗を立てるんだ
というのが当たり前になっていった。例えば、(甲三三三号証及び甲三四号証を示
す)甲三三三号証では、この本、内藤堯さんの『各國國旗の由来と國祭日』とい
うのがございます。

これは、出した理由は、この後ろの方の資料に、付録で国旗の作文というのを
公募したんです、時事新報社が。その入選作品を書いてあるんですが、児童の部
で一等で入選したものの、一九三一年(昭和六年)から出されて、版を重ねたもの



【当時の学芸会の様子】

甲三三三号証

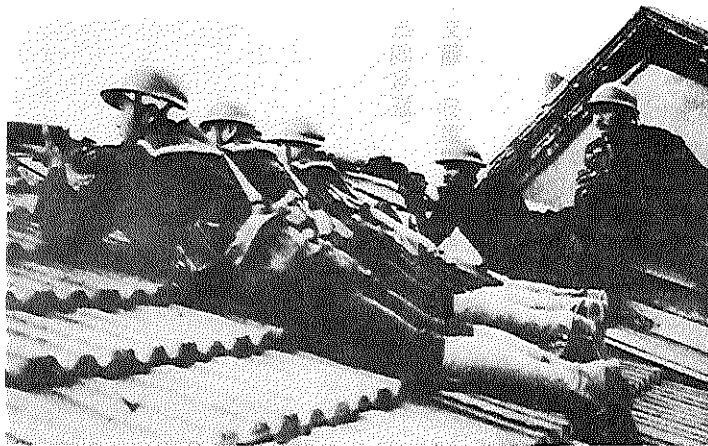
『各國國旗の由来と國祭日』

(内藤堯) 同文館・一九三一年

ですが、ちょうど満州事変以後日中戦争が始まった当時、国民というよりも子どもたちに日の丸というのはどんなふうに浸透していたのかを表す資料だと思えます。で、ちょっと読んでみます。小学校児童の部で東京麹町区の井上三千雄君のものです。

「『お母さん。早く逃げませう』と僕はお母さんの手をしっかりと握って言った。上海の空には遠雷のような大砲の音と小豆をいるやうな機関銃の音がして街には人一人、犬一匹居ない。それなのに日本陸戦隊が未だ来ない。上海に居る日本人は四方みんな支那の兵隊と便衣隊にかこまれて、何時救はれるかわからない、それなのに日本の兵隊はいまだにすがたをみせない。『三千雄しっかりと居るんですよ日本男子だから』おかあさんがさういった。その時、僕は二階の窓から見たのだった。あゝ日の丸、日本の國旗、上海の犬一匹かけをひそめた戦闘気分の物凄い街は陸戦隊の長い隊列とその先頭にへんぼんとひるがえへりつつ進んでいく日章旗を見た。

『あゝお母さん、日本の旗が』『三千雄もう大丈夫です』『大丈夫ですともお母さん』僕は涙が胸にこみ上げて日章旗が涙にかすんで眼に見えなくなつた。お母さんの目にも涙が浮いてゐる、日章旗、われらの旗、あゝ僕があの時お母さんと一所に泣いたのは、救はれたうれしさの涙ではない。日章旗……たとへこれからどんなに支那兵に苦しませられやうともこの日章旗と一所なら苦しまう日の丸の旗の下で死なう、さう思った時の日本人だけの味ふ事の出来る



「上海事変」における海軍陸戦隊

感激の涙だった。で日章旗は上海の街を力強く行進して行く。

此の日の丸の向ふ所に、敵はなく、あとにおそれをのこさない。僕はいつまでもいつまでも涙の目で日章旗を見送ったのだった。」

ちよつと長く朗読しましたけれども、日章旗というものを子どもがどんなふう
に受け取っていたのか、また第一等に入っているということは、こういう思想を
世間でも言うか、社会でも普及させたかった、その表れだと思えます。それに
時事新報社という新聞社も先頭に立っていたということが出来るかと思えます。

それからもう一つ、甲三四号証、これは私の知り合いがこの前亡くなって、遺
品を調べていたら、ぽこつと出てきた作文なんです。左下に書いてありますよ
うに、「受験にあたって 新宿予備校」なんて書いてありますように、四〇点満
点の添削の作文なんです。三八点とついている優秀な作文ですが、

「日章旗 吉村徳蔵

我が國の尊きしるしの日章旗のあの白地は冷靜沈着を現し、真紅にそめぬ
かれたあの赤地は我等日本人の赤誠熱烈たるものを現すのである。

僕は儀式の時などに嚴かなる君ヶ代の奏樂と共に日章旗の風に吹かれて橋
頭高く掲げられた、氣持よき風に翩翩と舞へる時程我が國に生を受けたとい
ふ有難さをしみじみと感じた事はない。まして外國の地に於て我が國の領事
館や大使館等の上に翩翩と日章旗の舞つてゐるのを見た時、日本の國の隆盛
發展してゆく姿を想ひうかべて感激の涙にくれるであります。

甲三四号証

「文題 日章旗」(吉村徳蔵)

又オリムピック大會に於て日本の選手が優勝して、白地に赤くしめぬかれた日章旗を仰ぎ見る時にも、同じやうな心持がわいてくるであります。又かつての競技大會に於て、今まで一番を走つてゐた日本の選手がその終わりの頃になつてもはやすっかり元氣を失つてその場にたほれた時、ある日本の審査員がどこからか一本の日章旗を持ってきて、日本のためにどうか最後まで走つてくれとその日章旗をさし出した所が、その選手は体を無理に起して終に決勝點まで走つて行つたといふ。僕はこの時程日章旗にこのやうな力があるのかと感じたことはありません。

又空に海に陸に戦つてをられる皇軍將士の真先をすすんでゆく日章旗の姿をおもひ浮かべる時、日章旗の力強さをおもはせる。日章旗は世界に冠たる日本を代表するしるしである」。

こういうのは、四〇点満点の三八点を取つたというくらいの作文です。多少、この点を取りたいがために書いたんじゃないかというのは異論があるかもしれないませんが、少なくともこういう思想を持たなければならぬというふうな、教科書その他で教育されたことの反映だと思ひます。

「日の丸」の由来

日の丸の旗の由来ですね。それがどのように一般に説明されていたかについて説明して

いただけますか。

ちよつと前後いたしましたますが、今の作文のなかにも出ていたように思うんですね。甲二八号証を見てください。(甲二八号証を示す。)甲二八号証は『國民學校行事の研究』という本ですが、三八六ページに「國旗の性質」というところがあります。そこに國旗というのはどういうものであるかということが説明されていると思います。

「我が國旗の日章は、實に我が日本帝國の大精神と我が國民の大理想とを表現するもの謂ふべきである。蓋し此の日章は、我が天照大神の玉影をうつし奉れるものと想察することが出来る。又之を太陽の象をうつせるものと見る時は、太陽は宇宙間總ての勢力の根本である。日の將に東天に昇らんとするや其の崇高雄大實に言ふべからずである。且つ、太陽は天體の忠臣であつて諸星の運行を司り、光明の源泉である。其の威力や實に偉大なりといふべきである。」

誰れか是れに依て隆々として旭日の天に冲せるが如き我が國威を聯想せざるものがあらうか。加之、我が國号日本は實に此の國旗の日章と相一致して居る。」

このような説が先程の教科書にもちよつと載っていますが、國旗、日章を説明していた典型的なものだと思います。

若干もう少し補足説明していただくと、どういふことになりますでしょうか。

日の丸の「日」というのは朝日が昇る勢いよい様を表し、そして赤いところは誠の心だということですね。そして、それは天皇の心に通ずると。それから白いと

甲二八号証

「國民鍊成國民學校行事の研究」

(相島亀三郎) 明治圖書・一九四〇年

ころは白地で純粹無垢の汚れない、そういうことを表すんだと。それが日の丸の説明というふうに、子どもたちにも受け取られていたと思います。

それから、「天照大神の玉影をうつし」と、これが日の丸であるという説明もあるわけですね。この点はいかがでしょうか。

皇室の祖先神であるので、天照大神というのは、この日の丸というのが皇室の祖先神を表している、そういう説明もしていたと思います。一種の皇室の祖先神を祭るものを私たちは軍の先頭に出さなきゃいけないし、儀式の時にも御真影とはまた違う意味で旗に敬意を表しなきゃならないということ、それは現代の日の丸が国を代表するものだという事とは別の意味を付加して説明されていたと思います。

要するに、日の丸の旗というのは、天皇神話に由来するものだ。

そういう説明をいろいろなところでしております。

「日の丸」はいつ掲揚されていたのか

それで、その日の丸をどう扱うにするか、どういうときに掲揚するかですがね、学校行事のところでも触れられたと思いますが、社会一般ではどうだったんでしょうか。

甲二八号証の『皇民錬成國民學校行事の研究』という資料を見ますと、今言ったような国旗というのは、いつ掲げるべきかということが出ております。

甲二八号証

「皇民錬成國民學校行事の研究」

「國旗は、實に國家の標章であつて、國權の表現である。我が日章旗は、我が東帝國の名誉と、國民の大理想とを案じせるものである。されば、苟も之を一種の裝飾物として輕視」してはいけない。「然るに、實際に於ては、之を亂用するもの多く、或は之を掲ぐべき時に掲げざるは誠に嘆ずべきことである。」

そして、この國旗を「掲ぐべき場合を」挙げるとして羅列してゐるんですが、まず掲げるのは、祝日・大祭日。それから皇室の御慶事、子供が産まれたとか、結婚するとかいうようなとき。三つ目は高貴に対し奉る奉送迎、外国の高貴の人が来たとか、日本の高貴の人がどっかに来たときに歓迎するときの旗として。それから、官國弊社例祭日、国立の神社などの例大祭日ですね。さらに、戦勝祝賀・出征または凱旋軍隊の送迎というときに掲げるんだと、戦勝祝賀というのは、どこどこが陥落したとか、そのようなパレードのとき掲げる、あるいは兵士が出征するときに國旗を掲げるというようなときに掲げるのであつて、みだりに掲げちゃいけないということですが、掲げるとしたら、そういう晴れの日に掲げるということに決まっております。

その時に掲げるといふことは、どのような意味付けから、そうされてたんでしょか。

やっぱり祝日・大祭日、皇室の慶事というのは、一番最初に二つならべてありますように、この旗が天皇帝下万歳あるいは皇室の隆盛をいつまでも祈るといふ意味が最初に込められているものですから、そういうお祝い事に掲げたんだと思えます。



「兵士の出征」

その万歳という言葉、ついでに言いますと、これはあまり古い言葉ではないんです。万歳という言葉が日本の歴史のなかで出てきたのは、一八八九年（明治二二年）二月一日ですね。それは紀元節ですが、帝国憲法が公布された日です。その公布された日に、宮城から函簿はなはと言いまして、天皇が乗った馬車が出てくる。それは憲法公布をお祝いするためにスタートする馬車なんです、それを歓迎するのに何かいい言葉はないかというんで、帝国大学の先生方を中心に、天皇をお祝いする言葉を研究しろという命令があつて、そして研究したところ、昔から日本はそういうものをお祝いするのは「奉賀」という言葉がいいと。それを三回繰り返すと、どういうことになるかというところ、「ほうがほうがほうが」で、何か「あほが」みたいであまり響きがよくないんで、奉賀は取りやめになつて、それで万歳という言葉があると。

だけど、万歳まんざいと書くわけですね。それを「ばんざい」と読むということはまだ決まつてなかつた。それで、「まんざい」だとか当時からあつた言葉でやってみると「まんざいまんざいまんざい」だと、どうも三河万歳を呼び寄せるみたいな響きがあるから「まんざい」も具合が悪いというんで、万歳の万を「ばん」と読んで、歳を「ざい」と読んで音と訓をごちゃまぜにした読み方で、普通の日本の漢字の読み方ではないんですが、練習してみると、すごく響きがいいもんだから、これが明治天皇祝賀のときにスタートして、帝国大学の学生に言わしめた言葉で、万歳の起源だと。これが定説になつております。

したがって、そもそも万歳というのは、さっきの「ヒノマルノハタ バンザイ バンザイ」だとかですね、教科書にも冒頭にもありましたけれども、万歳という言葉自体が天皇を祝賀するところからスタートしておりますから、天皇制と大変結びつきが深い言葉なんです。だから、日の丸のとき、いつもなんか万歳、万歳という言葉と一緒に出てきたというのは、そういう経緯からだと思います。

学校教育の目的としての「皇民錬成」の意味

ついでにお聞きしますが、甲二八号証の「皇民錬成」というくだりがついてますね。

皇民錬成のための国民学校行事の研究と、こういうふうに読んだらいいわけですね。

そうです。

皇民錬成というのはどういう意味でしょうか。

皇民というのは皇国民の略です。皇というのは天皇の皇で、天皇である国民とというのが皇国民と言いました。戦時下の言葉ですが、それを縮めて皇民ということとです。甲三一号証に『国民学校法規類集』というのを出していると思います。が、(甲三一号証を示す)この中の「国民学校令」の第一条に「国民学校ハ皇國ノ道ニ則リテ初等普通教育ヲ施シ國民ノ基礎的錬成ヲ為スヲ以テ目的トス」と、こういうふうに書いてあります。これが国民学校の一番最大の目標であります。

甲二八号証

「皇民錬成國民学校行事の研究」

甲三一号証

「国民学校令」一九四一年

「国民学校法規類集」(東洋圖書
一九四一年)より

て、この錬成という言葉がこのとき初めて出てきたと思いますが、一九四一年（昭和一六年）、太平洋戦争を控えたときスタートした国民学校での教育の目標は皇国民の錬成なんです。そのために、法規の、国民行事の研究にも多少当時の言葉の先端をいくような言葉を使ったつもりでおつけになったと思いますけれども、そこで皇民錬成というかけ声、スローガンにもなったものですから、使われたんだと思います。

皇民錬成というのは、平たく言えばどうということだということですか。

天皇陛下の国民を作るために鍛え上げると、こういうことだと思えます。

「赤誠」の意味

それから、先程の甲三四号証の作文のなかに、それから他の文書にも出ておりましたけれど、「赤誠」と、これはどういうことですか。

赤い誠と書きますが、昔のこういう教育書だとかによく出て来るんですが、漢字的な意味を言えば誠という意味でしょうけれども。赤とか血とかいうものは、昔からよく「見ろ、我が血の色を」なんていうことを言います。自分の血の色を見てみると、ここにも曇りも汚れも一点もないよというような言葉で言うことがあるんですね。

私はちよつと教育書を勉強しているものですから、ある人が死んだ遺書を見た

甲三四号証

「文題 日章旗」（吉村徳蔵）

ことがあるんですね。それは、竹内伝蔵という首つり自殺した一九一五年（大正四年）に亡くなった人ですが、その人は、余談になりますが、一九一五年に「教育勅語を盗んだ」という嫌疑をかけられて、おれはやってないということで抗議の遺書を残して死ぬんですね。その遺書の中に、「見ろ、我が血の色を」と書いてあるんですね。「見よ吾が血色を」、おれの血の色を見ろという。その血の色で、「唯七度生まれても真の犯人と 御所在をつきとめ 之を奉安するの 一事とに犠牲たりし」「肉の生きたる間に鮮明に 雪辱されざる恨む」っていうのが一枚目に書いてあります。そのように遺書などに、あるいはぎりぎりの人間の叫びを出すときに血というのを表現するんですね。だから、「赤誠」というのは、そういう真心を込めての誠なんだという意味で使うことが多かったものです。

天皇制との関係でいうと、関係あるんですか。

直接はないと思うんですけども、天皇に対して忠義を尽くすというときも使われました。

日の丸掲揚というのは、甲二八号証で明らかかなように、要するに皇民を錬成するための一つの手段であると位置づけられていたということでしょうか。

そうです。

甲二八号証

「皇民錬成國民學校行事の研究」

「日の丸」教育における教員の役割

次に、そうした学校における日の丸教育における教員の担わされていた役割、任務ですね、これについてご説明いただけますか。

甲三〇号証で『小學教員心得』というのがあります。これは一八八一年（明治一四年）に出されたものですけれども、小学校の教員の心得が最初の四行ほどに入っておりますが、ここに明治から伝統的な教員のあり方を書いております。

「小學教員ノ良否ハ普通教育ノ弛張ニ關シ普通教育ノ弛張ハ國家ノ隆替ニ係ル其任タル重且大ナリト謂フヘシ今夫小學教員其人ヲ得テ普通教育ノ目的ヲ達シ人々ヲシテ身ヲ修メ業ニ就カシムルニアラスンハ何ニ由テカ尊」ぶべき、とあつて、「尊王愛國ノ志氣ヲ振起シ風俗ヲシテ淳美ナラシメ民生ヲシテ富厚ナラシメ以テ國家ノ安寧福祉ヲ増進スルヲ得ンヤ」というふうに書いてありますように、教員の心得の主なものが尊王愛國の志氣を奮い起こすということ。

そして、その次に、「一、人ヲ導キテ良善ナラシムルハ多識ナラシムルニ比スレハ更ニ緊要ナリトス故ニ教員タル者ハ殊ニ道德ノ教育ニ力ヲ用ヒ生徒ヲシテ皇室ニ忠ニシテ國家ヲ愛シ父母ニ孝ニシテ長上ヲ敬シ朋友ニ信ニシテ」云々とありますように、皇室に忠にして國家を愛すということと、そういう子どもを作るというのが小学校教員の心得でした。それが一八八一年（明治一四年）以降に言われたことです。

甲三〇号証
『小學教員心得』

（文部省）一八八一年

それがずうつと伝統的にありまして、その一〇五ページに「小學校長及教員職務及服務規則」というのがあります。そこでも、第一条で、「小學校長及教員ハ教育ニ關スル勅語ノ旨趣ヲ奉體シ法律命令ノ指定ニ從ヒ其職務ニ服スヘシ」というふうにありますように、教育勅語が出されてからは、「勅語の趣旨を奉體し、」ということが教員の最大の任務になりました。

甲三〇号証

「小學校長及教員職務及服務規則」

(文部省令第二十一号) 一八九一年

甲三一号証

「國民學校法規類集」

それはずうつと戦時下の、さつき出しました甲三一号証『國民學校法規類集』という中にもありますように、第一条の目的は、国民学校の目的はそういうことで、皇國の道に則つて普通教育を、國民の基礎的鍊成を為すというようにありますように、そして「教則及編制」のほう、一八ページの第一条、総則のほうを見ますと、第一条の第一号に「教育ニ關スル勅語ノ旨趣ヲ奉體シテ教育ノ全般ニ互リ皇國ノ道ヲ修練セシメ特ニ國體ニ對スル信念ヲ深カラシムヘシ」というのが国民學校教師の最初の任務でありました。この「国體」という言葉も当時は頻繁に使われました。今は国體というと国民体育大会ですが、国民体育大会なんてのはなくて、やはりこれも天皇が統治する国柄という意味で使われました。そういう国體が大變優れたものであるという、そういう信念を深からしむべしというのが教師の任務でしたから、教育勅語ができてから、国民學校に至るまで、教師の任務というのはそういうところに置かれておりましたから、これから逸脱することは許されませんでした。

それから、学校教育における教師の役割に関して、甲三二号証に基づいて更に説明して

いただけますか。

甲三二号証の『國史之教育』というのは、奥村を御覽いただければわかるように、一九一〇年（明治四三年）の書物ですが、今から読むと、当時の教育方針をはっきり書いてあるものだと思います。『國史之教育』と書いてあるように、著者の喜田貞吉という人は、國史に大変造詣が深い、古代史を専門とする人だと思いますが、教科書編纂にも関わった人です。教科書編纂の趣旨として、長く書いてありますが、かいつまんで最初に言いますと、「小学校の歴史では世界史を学ばせる必要がない。國史だけでいい」と。

ではなぜ國史だけに限定したのかという理由について、世界史などを学ばせるということとは「随分危険な事だ。」というところから入っています。「佛蘭西には君主がない。亜米利加にも君主がない。君主のない佛蘭西の國民は君主がないが為にどれだけの不幸を感じて居るか。亜米利加の國民は君主がないが為にどれだけの疲弊に陥って居るか。佛蘭西は日露戦争に際し、ロシアの為に金主になって居たではないか。亜米利加は世界一の富を誇って、其の國民は頗る程度の高い生活をして居るではないか。佛蘭西や亜米利加の大統領は一つの平民たるに過ぎなくとも、一旦選ばれて大統領となれば他の國の皇帝と對等の交際をなし得るではないか。などと云う如き變な方面の事のみに着目して来ると、之に對して我が國體の善美を説明する事がむづかしい。

けれども我々は決して右のような事は考へない。右のような説を聞いても一向

甲三二号証

「國史之教育」日本歴史地理学会編

（喜田貞吉）三省堂・一九一〇年

迷はない。我等は幸いにして佛蘭西や亜米利加の様な國に生れずして、萬世一系の天皇を上戴いた此の大日本帝國に生れた。實に幸福である。完全なる國家は必ず日本の如くでなければならぬと云う事を、生まれながらにして知って居るかの如くにも、深く心に刻んで居る。是は言ふまでもなく、主として國史の教育から得た第二の天性である。されば、普通教育に於ては、須らく國史の教育によりて兒童をして我が國の善美なる所を充分に吞込ませ、子供の中からそれで頭を固めてしまつて、諸外國の如き革命の國に生れなかつたのは仕合せである、外國に生まれた者は實に氣の毒な者であると云う事を、十分に合點せしむる様な風に教育しなければならぬものであらうと思ふ。」

これは國史の教育について書かれたものですけれども。つまり、我が國に生まれたのは、大變幸せであつて、外國のような國に生まれなくてよかつた。で、世界史を学ぶと、いろいろ、そういう人民革命だ、フランス革命だ、アメリカ独立戦争だというようなことが出てこざるを得ない。そうすると、政体は時々変わることもある。で、大統領なんていうのは、平民から大統領になることもできる。と。そんなことになあこがれを持たせれば大變なことになる。我が國の國体の尊嚴、あるいは善美なるところが失われてしまう。だから、小さい頃は、そんなことと頭を染めないで、國史の善美なところだけを教えれば十分であつて、余計なものが入らないようにしたというのが、喜田先生の正直なところといえは正直なところですが、力説したところ。そういうところに表れているように教師と

いうのは、小学校のうちは、日本史だけでいいんだと。余計なことを教えないと
いうことで、師範学校でも教えられてきたわけです。

「日の丸」教育の果たした役割

それで、戦前における学校における学校儀式及び教科内容を通じて、実際実施されてき
ました日の丸教育が、どのような役割を果たしていたか、これについて簡潔にまとめて
いただけますか。

今、学校行事ならびに教科書などで紹介しましたように、日の丸というのは、
日本国民の赤誠を表すんだと。そして、それは天皇、天照大神の影を映している
ものなんだという教育があったように、日本国民にとっては、皇室の御影となら
ぶような扱いを戦時体制下では作られてくるわけですね。だから、その国民学校
のときに表せられていたのが、実は、日の丸教育の一番行き届いたところだと思
います。また外地を占領するときに、一番最初に立てるのはこの旗ですと。で、
それを持っている日本国民は、なんと幸せなことでしょうというふうな作文に表
れているように、対外侵略のシンボルにもなっていたわけですね。だから、国
民教育の中でもっていた天皇中心主義と対外侵略主義といえますか、その旗
印、文字どおり旗印になっていった、そういう役割を果たされていたものだと、
こう言うことができますと思います。



【戦中の小学校での「日の丸」掲揚】

ほぼ、同様な質問になるんですが、日の丸の旗が表象する観念というのは、どのように受けとめたいのですか。

ですから、何度も書いてあるように、あるいは紹介しましたように、天皇に対する忠誠心を尽くすという役割も負わされていたんだと思います。それから、日本の国を代表するという、本来持っている旗の意識を飛び越えて、もう、ちょっと、日本国体は優秀善美なものである、それを守るということに、この旗が使われていたわけです。

言葉を変えれば、日の丸の旗というのは、忠君愛国、思想涵養することを象徴した旗であるというふうに言い換えてもいいですか。

はい、その通りです。

学習指導要領による「日の丸」強制をどう見るか

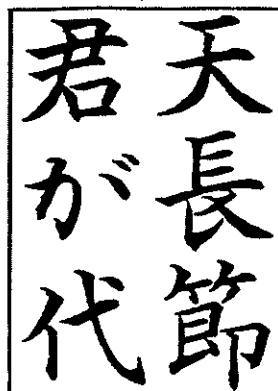
それで、戦後、特に最近、学習指導要領におきまして、日の丸旗の掲揚が入学式及び卒業式で義務づけられている、強制されていると。このことについて、敗戦前における日の丸教育の実態を踏まえて、先生はどのように見ておられますか。

戦前に、日の丸というようなものが登場してきたのは、やっぱり儀式を通してだったと思います。祝祭日。それから、最後のほうでは、入学式、卒業式にも出てきましたけれども、主として、儀式のときに出てきた。それが、戦後、学校儀

第二学年用



第四学年用



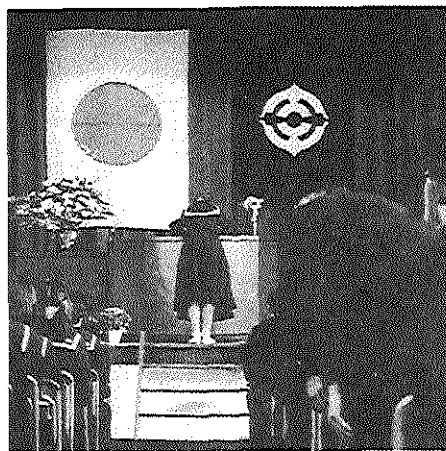
〔戦前の小学校書方手本から〕

式というのは、国民の祝祭日には登場しなくなりました。これはもともと、祝祭日が天皇を中心とする、国の誕生節とか、天長節だとかというところに中心がおかれていたから、その祝祭日が、戦後、事実上なくなつて、学校行事の中では、国民の祝祭日に行事を行うということがなくて、残っているのは卒業式、入学式ぐらいしかないんですね。従つて、そのものが学校儀式の中核になつてきました。

で、学校儀式の中核は、戦前においては、御真影とか、教育勅語でした。それが、戦後は、戦前のように忠君愛国的なものを表象するものがないものですが、御真影、あるいは教育勅語になりかわるものは、何かないかというところに日の丸というのが登場しているんじゃないかと、そういうように教育史を勉強しているものからみると、昔の御真影になりかわっているのが、今の日の丸ではないかなというふうに映つてきました。そして、そういうものが国家意識なり、忠君愛国意識なりを醸成するために使われようとしているのではないかという危惧の念を私は持つております。

それから、先ほど、戦前の話のところ、学校儀式においては、日の丸は当初は、校門や建物の前に掲げられていたものが、戦争さなかになると、室内に飾られるようになってきたという経過も説明されましたが、それとの関連においてはいかがでしょうか。

ですから、日の丸というのが、軍事的な大国といひましようか、軍事的な、対外的には侵略と。それから、国民意識をもつと総動員するという必要に迫られる



【「日の丸」の掲揚された卒業式】

ときに使われたわけですね。だから、太平洋戦争が始まる頃から、それから日中戦争というのが始まる頃から、儀式や国民の前に登場してきたのは、るる述べたとおりですが、そういうものとして、国民精神を総動員するものとして使われてきたという経緯があるのですから、それをシンボライズするものとして、現在も登場してきているのではないかなという感じがしています。

学習指導要領の変遷を見ますと、義務づける以前は「望ましい」という表現がある。それ以前はそういうこともなかったという経過ですけれども、そういう変遷はどのような意味を持っているのでしょうか。

学習指導要領の最近というか、一番最近出てきたのには、その前の学習指導要領では、国民の祝祭日などにおいて、学校で儀式を行うときは、日の丸や君が代を掲げて歌うようになっていったのが、一番最近の学習指導要領では、国民の儀式という言葉は消えて、卒業式、入学式などにおいては、こういうものを歌ったり、掲げたりするようになってきたと。それは、儀式が消えてしまっているわけですが、それは儀式が消えたという事ではなくて、卒業式、入学式を儀式化しようとしているものだというふうに思います。そういうふうに歴史を勉強してくると、そういうふうに普通なら、あるいは解釈せざるを得ないように思います。

【学習指導要領における「日の丸」・

「君が代」の扱ひの変遷】

一九五八年告示

「国民の祝日などにおいて儀式などを行う場合には（中略）国旗を掲揚し、君が代をせい唱させることが望ましい。」

一九七七年告示

「国民の祝日などにおいて儀式などを行う場合には（中略）国旗を掲揚し、国歌を斉唱させることが望ましい。」

一九八九年告示

「入学式や卒業式などにおいては、その意義を踏まえ、国旗を掲揚するとともに、国歌を斉唱するよう指導するものとする。」

今日における「日の丸」強制の意味するもの

卒業式、入学式に日の丸を強制するということは、やはり現在においても、忠君愛国思想を涵養するという意味を持つというふうにお聞きしてよろしいでしょうか。どうでしょうか。

今の、この忠君というのと、愛国というのは、昔ほどはつきりしておりませんで、愛国ということは共通して言えると思えますけれども、昔の忠君愛国、今の愛国というのは、実は、今、憲法の解釈の中で、天皇は象徴になっておりますね、第一条で。昔の明治憲法下では、第一条には、万世一系の天皇これを統治するとありまして、第三条に、「天皇は神聖にして侵すべからず」というのがありました。だから、昔の憲法体制下では、忠君愛国というのは、憲法の精神を出したものだっただんですね。ところが、今の憲法で、もし、それが出るとすれば、象徴天皇制というものは変質して、「天皇は象徴にして侵すべからず」という考え方が出たときに、それが、国旗が、忠君愛国をシンボライズしたものになっていく可能性はあるというふうにして危惧しております。

それから、敗戦前の学校における教員、それから学校における管理者の役割についての説明をしていただきましたけれども、学習指導要領で日の丸掲揚が義務づけられるということになると、学校管理者あるいは教職員ですね、それはどういう役割を負わされるということになるんですか。

「大日本帝国憲法（一八八九年制

定）

第一条

大日本帝国ハ万世一系ノ天皇之ヲ統治ス

第三条

天皇ハ神聖ニシテ侵スヘカラス

戦前では、『国民学校法規類集』なんかで見ましたように、やっぱり教師というのは、国の方針に対して、国民に伝達する役割をもつものだから、小学校教員の正式名称は訓導と書きましたですね。だから、そういう教師としての役割、国家機構という末端機構として、国の方針を伝達する役割であると。

ところが、今の教師は、そういうことだけを期待されているわけじゃなくて、やっぱり主権者が国民ですから、国民の子弟である子どもを国際人としても通用する国民に育てなければいけない。だから、日本の国民というだけでなく、世界の、地球人としての国民を育てていかなければならないものですから、そういう点では、昔のような、教師が行政の末端を担わされていたということは反省せざるを得ない。だから、教師が、国の方針中心でなくて、国民の子どもを中心と考えていったときに、いろんなことに対して、抵抗をせざるを得ないことが出てくるのは、もうやむを得ないと思っています。

学校儀式の役割としてですね、あるいは、敗戦前においては、要するに一定の教育目標ですね、忠君愛国意識を脳髄に浸透せしめるという、こういう知識として覚えさせるだけじゃなくて、体感させるという事が強調されていたわけですが、学習指導要領における入学式、卒業式における日の丸の義務づけとの関係においてはどうかでしょうか。

さきほど言いましたように、卒業式、入学式を儀式化しようというのが、今の行政の方針ではないかなというふうに思っています。その儀式というものを経ないと、錬成ができない。錬成というのは、肉体を通して教育することも含まれ

ていますので、その肉体を通して訓練するというのは、教科の内容でいうと、体育以外になくて、あと全体としてやるのが儀式である。その儀式の面が、戦前の教育においてやられていたのが戦後は欠けているという反省があつて、それで卒業式、入学式を儀式化しようということだと思ひます。だから、特別、卒業式、入学式は代々新しいスタートあるいは門出を祝うということで、国家意識を錬成するものではない。その物足りなさを感じた行政府が、そこに日の丸あるいは君が代を愛して、戦前的な国家に対する意識を目覚めさせるという方針がとられてきているんだと思ひます。

それも、一つの教育方法であるというふうに理解できるわけですね。国家教育の目的にされているというふうに理解してよろしいんでしょうか。

当然、そういうために、日の丸、あるいは君が代というのが使われているというふうに理解しています。

歴史教育と「日の丸」

そうした日の丸教育と歴史教育、特に近代史教育とは矛盾を持たないのでしょうか。

特に、ちよつと深刻だと思ひるのは、一九八二年に日本の教科書が諸外国、特にアジアの人たちから、侵略、進出問題で批判を浴びたことがありました。それ

は、日本の文部省の教科書検定で、アジアへの侵略的な事実を進出と書き換えた検定で、それに対して東南アジアの人々から非難があつて、そして政府の責任で、これを是正するということがあつて、大問題になったことが一〇年前ほど前にありました。

日の丸というのは、今見たように、事実として、アジアの人たちに対して、侵略の先兵として掲げられていったものですね。それに対して、その日の丸を容認する、あるいはそういう役割を消していくという事は、歴史を書き換えることにつながっていく。つまり、真実を覆い隠すという事につながりはしないだろうかという点で、歴史教育の真相を明らかにできないという事にならぬか心配しています。というのは、この前、細川首相が日本の侵略をお詫びするとうふうな事になつて、やっとアジアの人たちから、尊敬の眼差しで見られるようなことがあつたかと思えますけれども、そういう面も何か、水をかけるようなことになりかねないという感じが、日の丸を強調ばかりすることによって、感じを受けています。

「日の丸」は国旗か

それから、日の丸が国旗かどうかということですが、証言の中で、国旗という表現も使われておったかと思えますけれども、これは文章に載っている、その文を採用されてい

たところがあると思えますけれども、その点についてはどうでしょうか。

まだ、これは法律に、今まで、戦前においても、国旗として制定されたことはありませんし、戦後ももちろんきっちりとなっていないので、通称、あるいは慣習的に使われているので、それから私がここで証言したときに、国旗ともし言っていたとしたら、それは資料の中でそう表現しているから、それを使ったわけでありまして、私自身、日の丸がまだ法的に国旗であったこともないし、今も国旗だというふうには思っておりません。

子どもの権利条約との関連

最後に、子どもの権利条約が批准されましたが、そのことと、学習指導要領で日の丸の掲揚を義務づけているということと、どういうふうにかえておられるでしょうか。

子どもの権利条約の中で、一番大事なのは、子どもというのは、権利条約では一八才未満と言っていますけれども、その中で、子どもにとって最善のものを与えるというのが、批准した国々が努力しなければならぬと云う意味です。それから、もう一つは、最善のことに他に、思想信条の自由だとか、それから、考えを強制されないという文言があったと思いますけれども、日の丸の教育については、歴史の役割を学ばば学ぶほど、それから教師の中でも意見が分かれてくるかと思えますし、また、国旗としての位置づけを受けているわけではないものです

【子どもの権利条約】（抜粋）

第三条

1 子どもに関するすべての措置をとるにあたっては、公的もしくは私的な社会福祉施設、裁判所、行政当局または立法機関のいずれによって行われるものであっても、子どもの最善の利益が主として考慮されるものとする。

第十二条

1 締約国は、自己の意見を形成する能力のある子どもが、その子どもに影響を及ぼすすべての事項について自由に自己の意見を表明する権利を保障する。（略）

第十三条

1 子どもは、表現の自由についての権利を有する。（略）

第十四条

1 締約国は、思想、良心及び宗教の自由についての子どもの権利を尊重する。

から、子どもの中にも反発が出てくる。したがって、そういうものを強制するといふことは、すぐれて思想信条の自由に関わる問題だと思えますね。それを強制することはできないと云うのが、子どもの権利条約の精神ですから、そういうことを無視して、批准した国がそういう思想信条の深いところに関わるものを強制することが、批准した精神に反すると云うことで、国際的に、大変、孤立の道を歩まざるを得ないというふうに思っております。

第2部

高嶋伸欣さん証言

一九九四年六月一六日第一三回口頭弁論にて

東南アジアを訪れるようになった理由

現在、筑波大学付属高校で社会科も地理と現代社会を教えておられますか。

はい、

その他、大学の講師や通信高校の講師もしておられましたか。

はい。東京近辺の埼玉大学や東京都立大学で数年間、教職課程の講義を担当して、現在は明治大学で教職地理の講義を、八年目になりますが、担当しております。

その他、NHK教育テレビ通信高校の講座で地理も教えておられましたか。

はい。八〇年頃、四年間ほど担当いたしました。

他にも、教科書の作成に携わっておられますか。

はい。高校生用の地理と現代社会の教科書に、一〇年ほど前から執筆者として参加しておりました。

どこの何という本か、言っていただけですか。

地理が実教出版社からの高校地理、それから現代社会は一橋出版から高校現代社会という教科書です。

甲三八号証の末尾のところに、「教材研究のため東南アジアにおける日本軍の住民虐殺などについての現地調査や交流ツアーを一九七五年頃から実施している」とありますが、間違いありませんか。

甲三八号証

「日本のアジア侵略―歴史とその意味」(高嶋伸欣) 労組交流センター

はい、間違いありません。

それで、なぜ、このような現地調査や交流ツアーを実施しようとお思いになったか、その動機、きっかけはどういうところにありましたか。

私は、高校の社会科の中でも地理を担当しておりますので、世界各地の地域についての授業を担当することになります。で、その中で、東南アジアのことを授業するにあたって、生徒にまず東南アジアについてのイメージがどのようなものか、調査してみました。そうしましたところ、生徒は大人社会の東南アジアのイメージをそのままに、東南アジアというのは貧しくて、栄養状態も良くなく、不潔で、治安状態も大変悪いというイメージが濃厚に出てまいりました。そのため、仮に海外旅行をすることになったら、初めて行く場所として東南アジアを選ぶ気には到底なれないというイメージが強く出てまいりましたので、それでいいのだろうかということを生徒に説明するためにも、まず自分で見て歩くことが必要だと思いました。日本国内を歩き回ることがほぼそのころには一段落してまいりましたので、最初に海外へ行くなら東南アジアに行くべきだと思って、七五年から出始めたということです。

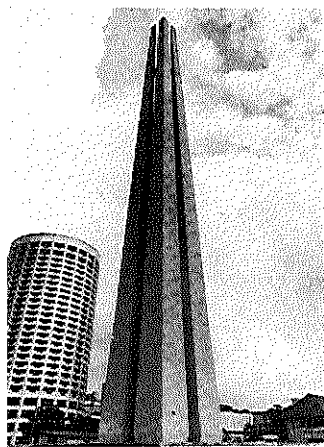
東南アジアを訪れてはじめてわかったこと

東南アジアへ行かれるようになって、どういことがわかってきましたか。

私自身は、東南アジアについて、特にマレー半島を中心にまわりました。ゴム園と錫鉱山があるというぐらいいしか具体的なイメージは持っていない状態で行きました。そういうゴム園などへ行つて、写真を撮っていましたところ、たちまち地元の人から「こういうところへ日本人が来ること自体珍しいけれども、戦時中にこのあたりを日本軍が占領していたことを知っているか」ということを問いかけられました。言われてみましたら、確かに中国戦線だけでなく、東南アジアのほうも日本軍が支配していたわけですから、「そうですね」というふうに相槌を打ちましたところ、「その日本軍の占領下の社会というのは、暗黒の社会だった。それをあなた方は知っているか」ということを続けて聞かれました。私は具体的な事実はほとんど知りませんでしたので、「中国でのことを考えるとそうだったかも知れないですね」と答えました。そうしたところ、「根拠を見せてあげろ」と言われて、近くの町の中にもありました日本軍に殺害された住民の犠牲者の、日本で言えば追悼碑ですが、向こうでは記念碑と言います、その記念碑のところへ連れて行かれました。犠牲になったのは、ほとんど中国系の人で、漢字で書いてありましたので、それを何とか読みとれて、「ああ、中国大陸と同じようなことをやったな」という事実を突きつけられた思いがしました。

証人が最初の頃に、東南アジアに行かれてお知りになった事実というのは、証人は行かれるまでは全然ご存じなかったわけですか。

はい、ほとんど知りませんでした。



【シンガポールの「血債の塔」】

(中国語名)

「日本占領時期死難人民紀念碑」

日本でも、他の人にも知られていなかったような事実だったんでしょか。

はい。私は、現地で追悼碑を見せられてから、これは是非確認しないとイケないと思って、帰国してからいろいろな文献にあたりましたが、そういうことについてのもっとまった研究論文はもちろん、ジャーナリストの報告書のようなものもほとんど見あたりませんでした。

証人が初めてそういう事実をお知りになったのは、いつ頃になるわけですか。

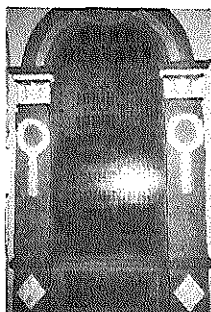
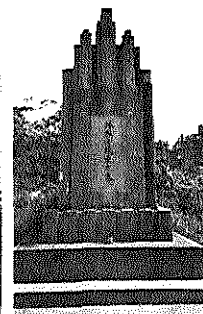
七五年に行ったときに、既に、一、二そういう事例を見せられました。それから、毎年一回ぐらい出かけていますが、その度にここにもあるということをお教えられました。

教科書問題を契機に変わった東南アジア旅行の意味

今、毎年出かけられているとおっしゃいましたが、七五年以降は毎年東南アジアに行っておられるんでしょうか。

はい。七六年は国際地理学会がモスクワでありましたので、その年は抜けましたが、それ以後は八二年までは大体夏休みに一回、それ以後は他の教員も一緒に行きたいということで、ツアーを組むようになりましたので、その準備などもかねて、年に数回、多いときは、四、五回行くようになっていきます。

そのように、毎年、しかも年に数回も行くようになった、行かなければならないと思



碑
一 マレー半島における殉難華僑慰霊

いになったのは、これはどういうところにあるんですか。

一つは、そのツアーの案内をする責任者ですので、きちんと事前の打ち合わせを地元の人たちとしたいということもありましたが、それとは別にマレー半島へ繰り返し行く中で、行けば行くほど新しいことが次々と出てくる、それから現地の方たちが一回限りでなく、それだけ通ってくるというのは、本気でこのことに取り組む姿勢があると思われるから、それならば今まで言わなかった話もしましよう、だんだん心を開いて下さっている様子がありますので、繰り返さなければならぬという、そういう思いもあります。

それで、甲四〇号証の最後のところを見ていただけますか。この末尾に証人の経歴の紹介があるんですが、その中に「七五年以来東南アジアへ毎年出かけ、戦争の傷跡をたどる。一九八二年の教科書問題を契機に」さまざまツアーを組むようになったという紹介がありますね。それで、まず八二年の教科書問題を契機に証人の東南アジアへの旅行が変わったということがあるわけですか。

はい。それまでは私一人で出かけておりましたが、あの八二年の、中国や韓国、東南アジアの国々などから、日本の教科書検定のあり方について、強い抗議がぶつけられた、その体験から、私の周辺におります教員の仲間が同じように、アジアの人がなぜそんなに怒るのかを考えるために現地へ行きたいと言いつけましたので、では私が案内役になってツアーを組もうという提案をしましたところ、その企画が受け入れられて、毎年一回ツアーを組むようになりました。

甲四〇号証

「旅しよう東南アジアへ戦争の傷跡から学ぶ」(高嶋伸欣) 大月書店

教科書問題とは何だったのか

八二年の教科書問題というのを、また詳しくあとで聞きますが、簡単に言うかどうか、ことだったですか。

既にそれ以前から行われていたことなんですが、たまたまその時、新聞、テレビなどで一齐に、中国に対する日本の軍事行動を「侵略」であると歴史の教科書の検定本に書いてありましたところ、文部省が「侵略」という言葉は不適当で「進出」という言葉に替えるべきだと指示した件が、具体的に紹介されました。

で、それがまた、その年海外にも紹介されたことから、特に近隣諸国の人々が、「あれを侵略でないと云えるのか」ということで、文部省の検定のあり方に強い抗議行動を起こし、中国と韓国からは正式の外交上の抗議まで寄せられたという事件でした。

それで、その件に関しては、そういう事実はなかったんだと、検定で「侵略」を「進出」に書き換えさせるようなことはなかったというふうにも報道されたようですけども、それは間違いなくそういう事実があったんですか。

中国戦線での軍事行動について書いたその年の教科書が、検定の中で、「中国戦線での出来事」で、「その年の検定の事例」で、しかも元が「侵略」という表現で、文部省の言うとおりの「進出」という言葉に率直に書き換えたという四つ

「教科書書き替えはなかったとする報道の例」

「サンケイ新聞」は、社説などで中国からの抗議は虚構であり、撤回すべきであると主張した。(一九八六年七月九日付け「主張」)

の条件を満たしていたケースはなかったと思います。けれども、前の年までにはそういう事例はたくさんありましたし、それから中国戦線でなければ、同じように「侵略」という表現をしてあった部分を「進出」と書き換えた事例は他にもありました。

甲四六号証と甲四七号証、まず甲四六号証というのは、これはどういうものですか。

これは文部省に検定を申請するときに出されます原稿本で、俗に白表紙本と呼ばれます。表紙には、ここにありますがように、「高等学校世界史」としか印刷されてませんで、著者名も出版社名もわからない形になっておりますけれども、その中は表紙と扉の部分、それから奥書の部分以外は実際の教科書通りに作る事になってるものです。

で、四六号証の白表紙本に基づいて、実際に作られた教科書は四七号証ということですよ、正しいですか。

はい。

それで、この二つを比較すると、どういうことが分かるんですか。

この資料の最後の三枚目、左側のほうに三〇四ページと書いてありますが、この本文の上から四行目です。「この東南アジア侵略は」と、侵略という表現が入っております。でそれが、……。

それが四七号証ではどうなっているんですか。

これが検定が終わった後、検定合格と言うことで、見本本として公開されたも

甲四六号証

「高等学校世界史」(帝国図書)

八三年用教科書の原稿本

甲四七号証

「新詳世界史」(帝国図書)

八三年用教科書の見本本

のですが、同じところを見ますと、「この東南アジア進出は」と書き換えられている事例が示されたことになりました。これは同じときに検定を受けた教科書でするので、あの年の検定でも、「侵略」から「進出」への書き換えはあったということになると思います。

アジアからの声をどのように受けとめたか

で、それを契機として、東南アジアで大きな憤激の声が起こって、それによって、また、証人の東南アジアへの旅行も変わってきたと、こういうことですか。

はい。私たちは、あの近隣諸国の強い抗議をニュースで聞きまして、出来事としては文部省の検定のあり方が批判されていますけれども、東南アジアの人たちのいろいろな主張を聞いていますと、単に文部省を批判しているだけではなくて、そういう検定を長年受け入れてきた日本の社会全体のあり方を問いかけていると受けとめました。特に、これは教科書ですから、教育のあり方で、教育の世界で大人は何をしているのかという意味にとらえますと、私たち教師はその当事者であるということを通じて通れないと思いましたが、われわれがアジアの方から批判されてるという意味があるのではないかというふうに、研究会などで話し合いをしまして、その通りと思う点では一致しましたところで、じゃあどうしようということから、先ほど申し上げましたように、国内にこういうことにつ

いて、学者の方やジャーナリストの方の仕事がほとんどできていませんでしたので、一方では戦争の体験者は高齢になってきていますので、そういう事実を確かめるためには今のうちに行ける人が調べていくしかないのではないかとということから、われわれがとりあえず現地へ行つて、得てきた話を仲間に紹介したり、授業で生徒に紹介したりする取り組みをやらうという話し合いがまとまって、ツアーを組むことになったんです。

忘れ去られていた東南アジア研究

今、日本の中ではそういう取り組みがほとんどなかったということですが、それ以前には既に日本軍が中国や朝鮮で何をしたかについてはたくさん調査や報告があったと思うんですけども、それに類するものは東南アジアに関しては全くなかったわけですか。

はい。七〇年頃の日中国交正常化の動きに合わせて、中国などにも日本の報道関係者も入りやすくなりましたので、本多勝一さんなどの中国でのルポルタージュ、特に戦時中の日本軍の行動などの事実紹介が次々で行われて、八二年頃までには、授業をやるのに必要な資料というのは、中国関係、朝鮮関係ではかなり手許に揃っていました。ところが、そういうことに取り組んでいる報道関係者や学者の方に「東南アジアはどうでしょうか」ということを機会がある度に聞いてみ



「日本軍から危害を加えられるのを恐れて「日の丸」の腕章を巻く中国の子ども」

ましたところ、分かりやすく言えば「忘れていました」という返事でした。

忘れていたというのは、何か理由があるんでしょか。

大学の歴史学の先生にその点をちょっと食い下がって聞きましたら、いわゆる日本の歴史学は、東洋史と西洋史に分かれていて、東洋史と言えば中国史が中心で、その中国に関する研究ですと業績として高く評価されます。それ以外にはインド史をやつても割と評価してくれる。けれども、それ以外の、特に中国とインドの中間の東南アジアなどを歴史学の研究の対象にしても、学術的にはほとんど評価されないのです、そういうところを研究対象として選ぶ人がいなかったんで、いつのまにかこういうテーマに関しても、忘れられてしまったんだと思うと、そういう説明を聞きました。

忘れられているという状況の中で取り組みを始められて、最近ではツアーというのはどういう形で何人ぐらいの方でされていますか。

初めの頃は、夏休みにタイのバンコクからマレー半島をシンガポールまで、およそ二〇〇〇キロをバスと自動車で行くという長いコースで二〇日間ぐらいのものを繰り返しておりました。しかし、期間が長くて参加者がだんだん減り始めまして、その一方で行きたいという人はまだ数が多かったものですから、最近ではマレーシアのタイとの国境に近いペナンなどから、バスと列車で出発して、シンガポールまで行くという後半部分に重点を置いたコースで、夏休みと春休みとに二回ツアーを実施するようにしています。毎回三〇人ぐらいの、教師を中心とする



グループですが、それ以外には学生、それからジャーナリストや大学の歴史学の専門の方たちも加わって、多彩な顔ぶれで毎年実施しております。この八月で二二回目になります。

全く違っていた原爆投下に対するとらえ方

二二回に及ぶ調査ツアーの中で、証人が知った事実、あるいはびつくりした事実というものについてお尋ねしていきたいんですけども、一番驚かれたこと、あるいはまずびつくりしたことというのは、どういうところにありましたか。

私たちが、日本軍の占領中の出来事についてほとんど知らないということはもう予想していたんですが、それと結びつくような出来事として、東南アジアの人たちが日本が広島と長崎で体験したあの被爆について、日本人とまるで違うイメージを持っていたという事実を知ったときには、予想外ということで大変ショックを受けました。

まるで違うイメージというのは、具体的にはどういうことなんでしょうか。

一言でいいますと、東南アジアの人たちは、原爆投下を肯定的に評価している、よくぞ原爆を落としてくれたという気持ちになっている。例えて言いますと、「原爆投下は神の救いであった」と、そういう言い回しになるかと思いません。

具体的には、そういうことはどういうところでご覧になったり、あるいはお聞きになったりしたんですか。

書証で申し上げていいでしょうか。

はい。

四〇号証にまとめてありますが、この出だしのところ、そのいきさつなどを、まず具体例として出してみました。

シンガポールの本島のすぐ南にセントサ島という小さな島がありますが、そこは今、観光地帯としてシンガポール政府の公社によって開発されており、その中に、イギリス軍が使った施設を利用して、戦争資料館と呼ばれる博物館があるんですが、そこには日本軍と戦った様子と、それから日本軍に占領されていた時代の様子が写真を中心に展示されている部分があって、その最後のところに行きますと、突然広島の焼け野原の写真が部屋の壁一杯に拡大されて展示されています。私たちは、マレー半島とシンガポールの場面が続いてきた中で、「なぜ広島なんだろう」と疑問を持ちました。で、案内のガイドの人に「これはどうしてですか」と聞きましたら、最初のときはガイドさんは大変困った顔をしまして、私たちがなぜだろうとがやがやしているうちに、スルリと先へ行ってしまうので、答えを聞かせてもらえませんでした。

次のときには、是非確かめたいと思い、私たちが取り囲むようにして、「是非説明してほしい」と言いましたら、ガイドさんも仕方がないと思ったんでしょう

甲四〇号証

「旅しよう東南アジアへ戦争の傷跡から学ぶ」（高嶋伸欣）大月書店

「セントサ島の戦争博物館」

イギリス軍の降伏と日本軍の降伏の場面を正確に再現したロウ人形のディオラマを中心にマレー戦線と日本軍占領下のシンガポールの様子を展示している。「ワックス（ロウ人形）博物館」と呼ばれる。セントサ島中央の丘の上にある。一九八六年に展示が全面的に模様替えされた。当時のニュースフィルムも繰り返し上映されている。

か、「日本の方には気の毒だけれども、東南アジアでは原爆投下を拍手喝采で迎えた。東南アジアの人からすれば、日本のポツダム宣言受け入れは原爆投下によって決まったと思っっている。だから、あれがなかったら、日本の支配の三年八月というのはもっと延びたと思う。日本の負け戦の中で、悪あがきの段階でしたから、その降伏が延びればもっと多数の人が殺されたかも知れないので、今自分たちが生きているのはあの原爆投下のおかげだというイメージです。」というお答えでした。

私たちは広島、長崎のことと言いましたら、「ノーモア被爆者」とか「ノーモア広島」という平和運動の呼びかけの言葉に疑問を持つ人は世界中にはまずいないだろうと思っっていましたので、全く正反対の原爆の評価をシンガポールの人はしているというふう聞いて驚きました。

それから、「神の助け」という表現をされましたが、そういう言葉で実際に語られているわけなんでしょうか。

それは、国内では、私の造語に近い言い回しだと思っんですが、もとは韓国のキリスト者の方が、八二年の教科書問題のときに、新聞の投書でそのような表現をしていたせいです。「神のご意志で原爆が投下され、日本は降伏した」とそこにはありましたので、ああ、シンガポールだけでなく、韓国など他の地域の人も同じ見方をしてるんだなということを知り得たことで、そのような表現をとってまいります。

In the end, the Americans dropped the atom bomb in Japan in 1945. The Japanese at once gave up the war. The bomb killed thousands of innocent men, women and children. It was a cruel act; but there was no other way of stopping the Japanese army from giving up the war. They had promised to fight till the last man in the army. There is no doubt that many more people would have died if the war had not ended at that time.

「マレーシアの中学校用副読本に書かれた原爆投下」

原爆投下が結果として戦争の終結を早めたと記述している。

宣戦布告なしで始められたアジア・太平洋戦争

で、原爆を神の助けというほどの事実が東南アジアであったことを、それは意味していると思うんですけれども、具体的にね、どういうことがあったか、証人が実際見て、調査されてきた、その中身を簡単に教えていただきたいんですけども、どうでしょうか。

私たちは、やっぱり原爆についての認識が大きく開いている、これもまた実は私の造語に近いと思いますが、「原爆ギャップ」と表現してますが、なぜそんなに大きな開きが生まれたかということを考えますと、やはり私たち東南アジアのことに関しては無知に近い状態だったんではないかということを思い知らされましたので、なおさらそれ以来精力的にいろいろと調べるようになりました。

現地調査で得た話もいろいろあるんですが、もう一つは日本国内で改めて資料をあたりますと、そこから見落としていたことも幾つも浮かんでまいりました。そのことを先にちよつとご紹介したいと思いますが、四五号証をご覧いただきました。

まず、四五号証というのは、これはどういう資料ですか。

「戦史叢書マレー侵攻作戦」とありますが、防衛庁防衛研究所の戦史室がまとめた一〇〇冊になります戦史叢書の第一巻です。これは、防衛庁が戦後、公式記

甲四五号証

「マレー侵攻作戦」

(防衛庁戦史室編) 朝雲出版社

録や、軍の指揮官その他の個人の日記やさまざまな記録を提供してもらい、まとめた出版物で、俗に公式戦史とも呼ばれておりました。防衛庁の仕事として行われたものです。

防衛庁の公式戦史を読むとどういふことが、まず分かるんですか。

この書証の、六枚目になるかと思いますが、二五六ページとありますが、「第三章 開戦初期の作戦指導」とタイトルを付けましたところに、一九四一年一月八日の開戦の日の出来事を日本時間に全部換算し直しまして、時刻順に並べてある資料が出ております。そこでは、二四時間表記ですので、「一月八日、〇二一五」とありますのは午前二時一五分という意味ですが、そこには「佗美支隊のコタバル第一次上陸部隊が敵岸に達着した」とあります。

今まで多くのところで言われてきました、「一月八日、ハワイの真珠湾を攻撃して戦争が始まった」という項目は、その次の「三時二〇分、海軍機動部隊は真珠湾空襲第一撃を開始した」というところに出てまいりますから、そうしますとコタバルというのはマレー半島の東海岸で、現在のマレーシアとタイの国境に近い田舎町ですが、その海岸に佗美隊長の下に指揮された先遣隊、本隊は別にあるわけですか、その先遣隊が上陸作戦を開始したということが確認されているわけですか。

まず確認すると、そうすると世上に流布されている、あるいはわれわれの知ってるアジア太平洋戦争の始まりは、真珠湾に対する海軍の攻撃で始まったというのは、実際はそ

【甲四五号証から一部抜粋】

十二月八日

〇二一五 佗美支隊のコタバル第一次

上陸部隊が敵岸に達着した

〇三二〇 海軍機動部隊は真珠湾空襲

第一撃を開始した

〇四二〇 日本大使は最後通牒を手交

するためハル国務長官と会見した

〇七〇〇 近衛師団の先頭部隊はタイ

の国境を突破してバンコクに向かい

前進を始めた

一二三〇 日本軍のタイ国内通過に対

するタイ国側の便宜供与に関する交

渉が成立した

うではなくて、マレー半島に対する陸軍の攻撃だということですか。

はい。

そこから戦争が始まったということが分かるわけですか。

はい。これも大事な資料ということになると思います。

そうしますとね、それは法律的にも非常に大きなことを意味していると思うんだけども、どういうことを意味しているわけですか。

今、一月八日をめぐりましては、目下アメリカを訪問中の天皇夫妻が真珠湾を訪問するかどうかの議論に絡めて、「真珠湾攻撃は宣戦布告なしに日本が不意打ちを加えた国際法違反の行為だ」という議論がしきりに繰り返されておりま
す。ところが、あれは、日本側が弁解しておりましたような、ワシントンにお
りました日本大使館員の不手際で攻撃三〇分前に通告するはずであったのができな
かったという事情ということだそうですが、もし仮に三〇分前に、指示された
おり通告していたとしても、このコタバル攻撃は一時間以上前に始まっているわ
けですから、アメリカに対する最後通告よりもイギリスに対する宣戦布告が必要
だったのではないかという議論があつていいはずだと思います。けれども、これ
までのところ、こういう資料がありながら、そういう議論はほとんど起きていな
いという状況にあります。

まず宣戦布告がないまま、アジア地域に対する戦争が始められたということは疑いのな
い、動かしようのない事実だということですね。

はい。それは、その書証の一枚前の四四ページから四五ページにかけて、ハワイ方面は海軍で、マレー方面は陸軍で分担するという事に決まっていたから、同時に戦闘が始まるように、陸軍と海軍の代表が打ち合わせをしていたという経過が紹介されております。よく見ますと、その打ち合わせをした後に不都合が生じて海軍の方が一方的に一時間以上ハワイ攻撃を遅らせてしまったという経過が示されておりますけれども、その時に海軍は自分の方の都合で変更したために、既にマレー上陸作戦の準備に向けて動き出している陸軍には、それに合わせて遅らせてほしいということは言い出しかねて、結局そのままにしたというふうに書いてありますから、そうしますと海軍の方はアメリカに三〇分前に最後通告をしたのでは、イギリスとの戦闘開始に間に合わないということは承知だったということになります。

中立条約を破った日本軍のタイ領内への侵攻

他にも、国際法違反の事実というのは証人の調査で分かってきているんでしょうか。

はい。イギリスに対する宣戦布告の準備をしてなかったということを他の資料でも確認しましたので、それだけでも不正義の戦争だったと思いますが、それに加えましてもう一つ、書証の一番最後にあります七二号証に入れました。

七二号証というのは、これは証人がいろいろ集めた資料をコピーされて、教材としてお

甲七二号証

高嶋証人が授業で用いる資料として
作成したもの

作りになったものですか。

はい。これは日本とタイの関係を学習する中で、この話にも及びましたので、その時授業に使ったものをそのままこちらに持ってまいりました。

それを見ると、ということが分かるんですか。

左の三ページの(3)をご覧いただきたいんですが、そこにBとして「日タイ間友好親和親条約」の条文を第五条まで全文引用してあります。これは解説が右側のAという文章で示してありますが、日本が開戦する一年前に、タイが、自分の国の周辺で日本と欧米諸国とが戦争を始めるのはもう避けきれないという見通しに立った上で、自分の国が戦争に巻き込まれないようにするために、それぞれの国に呼びかけて、イギリス・フランス・日本と、それぞれタイとの二国間条約という形で結んだ内の、日本とタイの間の条約であるということが分かります。

この条文を見ますと、第一条では、タイの領土を侵さないようにするということを、日本は相互という形を取っておりますが、実際上はタイが日本へ来る可能性はありませんので、日本が侵さないということをお約束しております。主権の尊重と領土保全。

それから、第二条では、これも回りくどい言い回しをしておりますが、日本とイギリス、フランスが戦闘をすることになっても、タイは中立の立場をとるということを日本は認める、中立の立場を貫くつもりであるというタイの姿勢を承認した条約です。ということは、領土保全、主権尊重、中立条約という意味を持つ

【甲七二号証からの抜粋】

「日タイ間友好親和親条約」

第一条 締約国は相互に他方の領土を

尊重すべく且両国間に存在する平和

及無窮の友好関係を茲に再確認する

第二条 締約国は生ずることあるべき

共通の利害問題に關し情報を交換し

又競技する為互に友好的接觸を保つ

べし

第三条 締約国の一方が一又二以上の

第三国より攻撃を受くる場合他方は

攻撃せらるる締約国に反して右第三

国を援助せざることを約す

第五条 本状役は批准書交換の日より

五年間引続き効力を有すべし（後

略）

条約をここで結んでいることになります。

これがAの文章にありますように、一九四〇年の六月に調印をして、批准をしたのは、一月二三日です。開戦の約一年前で、しかも第五条にありますように、有効期間は五年間ということになっていましたので、一月八日の日本軍の軍事行動開始のときは、この条約はもちろん有効期間中でした。

ところが、今度は右側の新聞資料のコピーになりますが、残念ながらこういう資料しかありませんが、それを見ますと、日本軍はタイ政府の了解を得ないで、先ほどの佗美支隊の本隊にあたる第五師団が、この記事の中の地図で言いますと、タイのマレー半島の部分、ソククラ、ナコンシータマラートの辺りへ一斉に上陸をしております。このとき、タイのピブン首相はそういう行動を察知して、日本側からタイ領内の無害通行をいわば脅迫される形で認めさせられるということとを予想したと言われております。で、主権国家の責任者として、後に責任を問われることにもなるので、そのまま受け入れたくないという気持ちで働いて、自分がいなければその交渉は成立しないはずであるということから、日本軍は一月八日に開戦という情報を得て、前夜から国内を視察するという名目で、首相官邸から立ち退いております。

そのために日本側は秘密を守るために、一月七日の夜、一二時前の二、三時間間にバンコクにあります日本大使館を通して、短時間の交渉でその条件を飲ませるつもりであったところが、その交渉そのものができなくなったために計画

【甲七二号証からの抜粋】

「朝日新聞」一九八六年一月一六日

日本が太平洋戦争に突入した一九四一年一月八日の「日タイ戦争」の最激戦地、南タイのプラチュアツピキリカンと、ナコンシータマラートの戦跡を昨年暮れに訪れた。「四十四年も昔の戦いを知る人はそうはいまい」と思いながら出かけたが、現地の人々は当時のことを語り継ぎ、今も鮮やかに覚えていた。十二月八日には死者の慰霊祭が毎年、営まれている。日本商品が国中にあふれるタイで、「対日不信の原点」ともいわれる開戦日の交戦。長い間、やみに葬られていたとはいえず、史実は史実として日本人が知ることの大切さを痛感させられた。

(略)

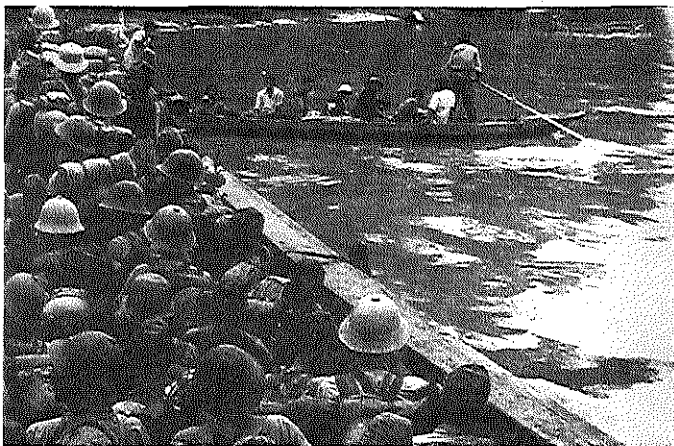
が狂ってしまったはずなんですが、この大作戦はやめるわけにいかないというこ
とで、そのままタイ領内に一斉に日本軍を上陸させてしまいました。そのため
に、タイ軍は、無断で他国の軍隊が自国の領域へ入ってきたということで、日本
軍を侵略軍と見なして、ピン首相が、官邸に戻って日本軍と話し合いに入る冒
頭にとりあえず停戦命令を出そうということから、電報で各部隊に命令を出し
て、それが徹底するまでの半日間、日・タイ間の正規軍同士の戦闘が行われたと
いう出来事を、その記事は紹介しています。

マラヤ半島における日本軍による住民虐殺

今は、二つほど、この戦争の始まり自体が条約あるいは国際法に違反したものだという
紹介をいただいたんですけれども、そういう形で始まった戦争が東南アジアに何をもた
らしたかということについてお尋ねしたいんですけれども、これも二点お尋ねしたいん
ですが、一つは虐殺があったか、なかったかという問題、それからこの戦争は植民地解
放の正義の戦争だという議論がありますが、その点について簡単に説明いただけます
か。

私たちの調べてきたことの中には、随分いろんなことがあるんですが、その中
で日本軍の軍事行動の性格を端的に示しておりますのは、住民虐殺を各地で行っ
たということではないかと思えます。この点につきましては、先ほど申し上げま

サアートさんの証言、旧日本軍関係
者らのデータを総合すると、判明分だ
けで、日タイ双方で約二百九十人が戦
死。タイ文献や田村駐在武官メモなど
を合わせると双方で約四百人の戦死者
が出たとされる。



【日本軍のタイ領内への上陸】

したように、その犠牲者の追悼碑が各地にあるということ、行きはじめて早い時期で地元の人たちから教えられましたので、幾分覚悟をして行きましたが、調べれば調べるほどそういう事実が今、次々と分かってきております。

甲三九号証を示します。

この中にそのことを端的に示しておりますので、一八六、七ページの見開きです。そこに、各地にあります追悼碑の写真を地図と合わせて示してあります。これは、とりあえず私たちが確認できた分、私たちが撮ってきた写真をここにはめ込んだんです。これだけで三〇近くのものが分かっておりますが、この本を出版してから以後、分かった分も含めると既に四〇カ所を超えております。

そこでお尋ねするんですが、証人自身がマレー半島の各地で四〇カ所を超える追悼碑を現実に見てこられたということですね。それはどういう追悼碑なのでしょうか。

日本軍がシンガポールを陥落させた後、イギリス軍との戦闘に夢中になっていてほとんど手を付けなかったマレー半島各地に居住している中国系の人たちに対して、中国本土での日本軍の侵略を不当と考えて義捐金を送ったり、義勇軍を募って送り込んだりするような活動をしている人たちが非常に多いという思いこみから、ちよつとでも疑わしい可能性のある人たちを、うわさ話程度でも構わないということでもろくなく調査もせず次々と非戦闘員まで含めて、殺害をしていったという、そういう事件の犠牲者の追悼碑であります。

甲三九号証

「写真図説 日本の侵略」

(アジア民衆法廷準備会編) 大月書店

日本軍の資料からも立証された住民虐殺

追悼碑を見ると、犠牲者の側がそれを忘れずに残しているということは分かるんですけども、日本側の中からもそういう事実があったということは、これは証明できるんじゃないでしょうか。

はい。私たちのグループが調べた資料の中で、はっきりと日本側の公式記録によつて裏付けられておりますものは五〇号証になります。

まず、五〇号証というのは、これはどういうものですか。

これは、防衛庁の資料室の、公開されております図書館の資料の中からできたものですが、表紙に「陣中日誌」とあります。陣中日誌といえますのは、日本の陸軍の規則で中隊単位で毎日つけることを義務づけられている公式の記録で、これは隊長付の伍長とか軍曹とかのクラスの人が書いていて、この中を見ると分かりますが、毎日、その日の記録の最後の行の欄外に、中隊長の確認の印が押してあります。

そうしますと、この五〇号証の原本というのは、今防衛庁にあって、それは歩兵第一連隊第七中隊の公式記録であると、こういうふうに考えていいわけですね。そこにはどういうことが書いてあるんでしょうか。

この部隊はシンガポールを陥した後、今申しましたいわゆる敵性華僑狩りを行うようにという命令を受けて、その表紙にありますように一九四二年（昭和一七

甲五〇号証

「歩兵第一連隊第七中隊陣中日誌」

一九四二年



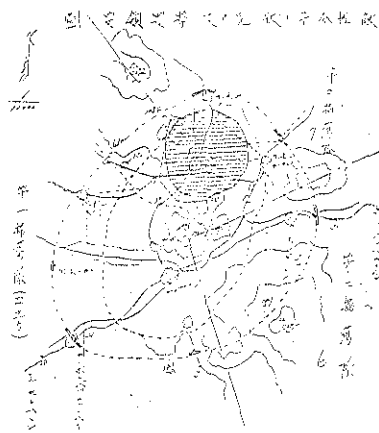
【マレーシアの中学校用副読本から】

年)の三月一日から三月三十一日の一カ月間、マレー半島のマラッカの内陸にあり
ますネグリセンピラン州の一地区を担当させられました。そこで、敵性華僑狩り
を毎日次々で行ったということが、ありのままに記されております。

日付で見ますと、この書証に三月一六日の記録があります。そのページの後ろ
から四行目、「不偵分子一五六ヲ刺殺シ十九時三十分クワピラーニ集結ス」と
あります。日本軍は、弾を使うのはもったいないということから、銃剣で刺殺す
るように指示していたということです。刺殺というのはそのことだと思いま
すが、この日だけで百五十六人を刺殺したと明確に書かれているわけです。それ
から、この書証は数日分だけを抜粋してありますが、後ろの方から二枚目のペー
ジを見ていただきますと、これは三月十八日の記録ですが、この六行目に「本
日ノ刺殺数八七名」と書かれております。そして、最後のページの一行目に「不
偵分子摘発ニ務メ不偵分子九五名ヲ刺殺ス」と、これも明確に書かれておりま
すので、やはりこれはあったことだという裏付けになる資料だと思えます。

組織的な命令による虐殺を証明する日本側資料

事実としてそういうことがあったということが、この陣中日誌から分かるんですけれど
も、実際それは非戦闘員に対して、組織的な命令として敢行されたということが分かる
資料もあつたんでしょうか。



「陣中日誌に記された「敵性分子」状況」
攻撃要領要図

はい。私たちが防衛庁の資料室でいろんな資料をあたっておりましたところ、四九号証にあたるものが出てまいりました。

甲四九号証というのは、どういう資料なんですか。

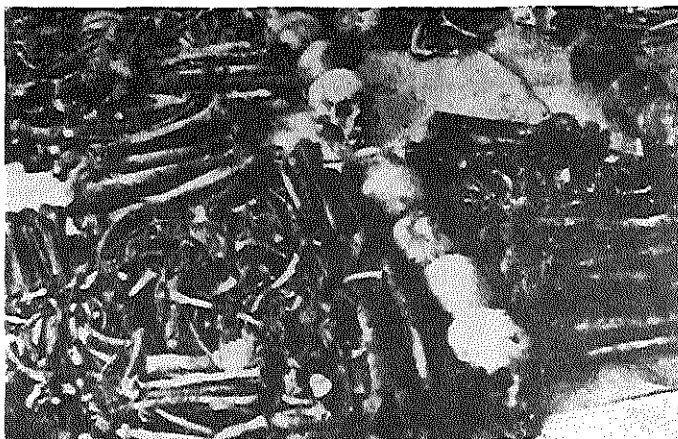
これは歩兵第一一連隊第一大隊砲小隊、中隊ではありませんが、大隊砲小隊の別立ての陣中日誌です。

その中を見るとどういことが分かるんですか。

これは、命令の綴りなわけですが、その後ろから二枚目のページに注意書きとして数項目がありますが、その第一項目として「鉄道線路及道路ノ両側五百米以外ノ」、これは「以上」という意味だと思いますが、「支那人及英国人ハ老若男女ヲ問ハス徹底的ニ掃蕩ス」とあります。イギリス人は敵国人だからと思いますが、支那人、中国系の人も老若男女を問わず、すべて皆殺しにしないということをお命令で念押しをしております。これは、南京事件で今、犠牲者数などをめぐって議論されていますが、組織的かどうかということでは、いわゆる南京事件の場合は命令ではなくて、戦友を殺された兵隊が興奮して思わずやってしまったんだというような説明がされているのに対して、この資料を見る限りは部隊の命令で否応なしに実行された出来事だったということが裏付けされたということになると思います。

甲四九号証

『歩兵第一一連隊第一大隊砲小隊陣中日誌』
一九四二年



【マレー半島において日本軍に虐殺された人々の遺骨】

「大東亜戦争」は植民地解放の戦争か？

非戦闘員、老若男女を問わずとありますから、非戦闘員であることが明らかであるものに対しても、殺傷を命ずる命令が出された戦闘であったということが分かりますと思うんですけれども、それだけで植民地解放の正義の戦争であったという議論は成り立たないと思うんですけれども、今度は先ほどお尋ねした二点目ですね、この点については何か根拠を持って語ることができるのでしょうか。

ええ。日本軍は政府と一体になって、大東亜共栄圏の建設という大義名分を掲げて、アジアの人々に、日本軍は解放軍として行くんですからという説得をしておりました。これは今でも元軍人だった方たちは、「自分たちはそれを信じた」というふうに発言している方が多いんですが、その一方でこういう事実が出てきますと、それはやはり言い訳だったのではないかという思いが私などはしておりますし、そういうことを認める文献も増えてきております。その中で特に、最近では、教科書にもそうした指摘が明確に登場する状況になっております。

甲四三号証は、これどういうものですか。

これは、この三月の末に検定が終わったばかりの一番新しい教科書で、この七月一日から一般の方たちにも教科書展示会で公開されることになっております。最新の高校日本史用の教科書ということになります。たくさんあるうちの一つです。



【日本軍による「大東亜共栄圏」の宣伝ビラの一部】

甲四三号証

【高校日本史B^{（実）}（実教出版）

九五年以降使用の教科書の見本本

末尾を見ていただくと、高校日本史B、平成六年三月三十一日文部省検定済とありますから、検定は済んでるわけですね。

はい。

印刷発行の欄が空白になっているということは、今後これが印刷発行されて、来年の四月からは教科書として使われるということになるんでしょうか。

はい。これはいつの場合もそうなのですが、見本本として七月一日から公開されたのを、実際に使います高校の教師たちが手に取って見た上で、自分の学校でどれを使うかを決めて、校長名で採択カードを提出しますと、それをとりまとめて出版社では必要な数を秋から冬にかけて印刷して、三月に間に合うように書店に配るといふ手順を追うことになる教科書です。

この甲四三号証では、アジア太平洋戦争の性格についてはどういうふうに触れているのか、簡単に紹介していただけますか。

本文が引用してありますが、一九六ページとあるところですが、「『大東亜共栄圏』とはどのような世界か」と、タイトルがつけてありまして、「大東共栄圏建設という大義名分であったけれども、その実態は侵略であった」という意味のことが次のページにかけて大変詳しく書かれております。

【甲四三号証からの抜粋】

「『大東亜共栄圏』の実態」

朝鮮・台湾では最も強固な皇民化政策と経済開発を実施した。日中戦争開戦後、日本式の神社に参拝させ、日本語を強力に普及させ、特に朝鮮では日本式の氏をつくり、日本名を名のらせる「創氏改名」を強制するなど、現地住民の民族性を否定する政策をおしすすめた。又、現地住民を戦争に協力させるために志願兵制度を作り、さらに日本軍の兵力不足を補うため徴兵制を実施した。そして日本軍兵士のために朝鮮人などの女性を従軍慰安婦として動員した。(中略)

占領下にあるアジア・太平洋の地域では、日本軍が徴発機関、商社などを通じて、石油・ゴム・木材・鉱石・食料などを徴発し、その代価に軍票などを乱発したので、悪性のインフレーションがすすんだ。また、労働者の徴発や、抗日運動参加者とみなした住民の虐殺も行った。

「南方占領地行政実施要綱」に見る占領政策

内容的には読んでいただければ、高校生向けの教科書として分かりやすく書いてあると思うんですが、この一九六ページが一番下のところの囲みに「南方占領地行政実施要綱」とありますが、これはどういうものなんでしょうか。

これは、その資料の最後に注がありますように、一九四一年一月二〇日に政府と軍との連絡会議で決定されました、開戦直前の占領地での軍政の実施要綱という資料の抜粋です。

これには、ということが書かれてるんですか。

その中の特に七項ですが、「國防資源取得ト占領軍ノ現地自活ノ為民生ニ及ホサザルヲ得サル重圧ハ之ヲ忍ハシメ宣撫上ノ要求ハ右目的ニ反セサル限度ニ止ムルモノトス」と表現してあります。これはちよつと余談ですが、高校の教科書に載せる資料としては、大変難しい資料でして、高校生はこのように反語調の表現が入ってきますと理解力が格段に落ちます。かなり丁寧に説明をしないといけないところですが、この教科書は既に一〇年以上前からこの資料を入れておりまして、現場の教師たちからは授業に使えるという評価を得ているものだと思います。

中身に関しましては、一言で言いますと、国防資源、アメリカから売ってくれなくなつた石油や製鉄資源などを手に入れることを東南アジアで最優先にして軍

【甲四三号証からの抜粋】

「南方占領地行政実施要綱」

(一九四一年十一月二十日決定)

第一 方針

占領地ニ対シテハ差シ当リ軍政ヲ実施シ治安ノ恢復、重要国防資源ノ急速獲得及作戰軍ノ自活確保ニ資ス。

第二 要領

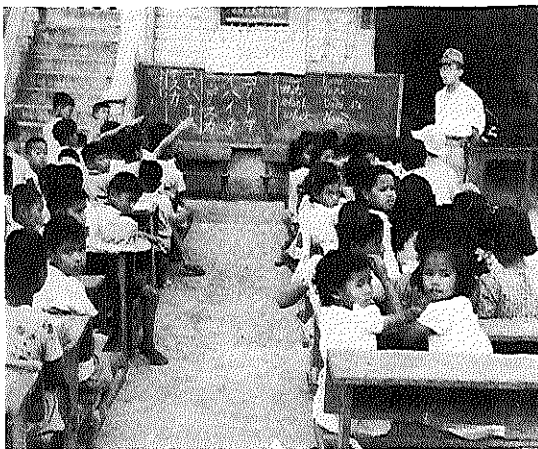
二、作戰ニ支障ナキ限り占領軍ハ重要国防資源ノ獲得及開發ヲ促進スヘキ措置ヲ講スルモノトス。

七、國防資源取得ト占領軍ノ現地自活ノ為民生ニ及ホサザルヲ得サル重圧ハ之ヲ忍ハシメ宣撫上ノ要求ハ右目的ニ反セサル限度ニ止ムルモノトス。

事行動をするために、住民に対して、「民生に及ぼさざるを得ざる重圧」、つまり物不足その他で生活上のさまざまな不自由を生じさせることになるけれども、それは忍ばせる、不満を言わせるな、耐えさせろということを確認したということとです。

それに加えて「宣撫上の要求は右目的に反せざる限度にとどむるものとする」という反語調の表現が入っておりますが、占領地の住民に対する宣伝では大東亜共栄圏の建設と掲げておりますので、アジアの人たちは植民地から解放してくれるものと思いきんではいけません。実際に軍政段階に入るということは、マレー半島のイギリス軍、インドネシアのオランダ軍などを追い払った後のはずですから、いよいよ次には自分たちを独立させてくれると思うはずですが、その段階の住民に対する宣伝ではそれを言うてはいけないということを表現しているわけです。

それを言うてしまいますと、曲がりなりにも独立国になった場合に、その国の政府はまず国民の生活を安定させることを最優先させるはずですから、必要な資源をそのために確保した上で、その残りを日本軍に回すということになるはずですが。けれども、それでは、日本軍が必要とする石油その他のものが確保できないことになるから、この段階ではこのスローガンは掲げない。つまり住民に対しては大東亜共栄圏の建設ということをお占領段階になったら言わない、独立をさせてあげると言うことは言わないで、日本軍に協力しなさいという宣伝だけにとどめ



【日本軍占領地における日本語教育の強制】

るものにする。こうしたことを、開戦の直前に内部ではこれほど明確にしていたのを示す資料だと思えます。

数十万の餓死者を生んだ日本軍の占領

実際、占領段階の日本の政府が、人々の生活に重圧をかけたということがあるんでしょか。

はい。それはもう、いろいろな例で語られておりますが、特に最近明らかになりましたのは、日本軍がこの開戦より前に既に事実上軍事占領しておりましたフランス領のインドシナ、特に米の大産地であるベトナムで、駐屯軍と国内の一般の日本人に配給するための米を確保するために、強制的にベトナムの米を取り上げてしまったので、終戦直前には気候不順などの条件も重なって、二〇〇万人の餓死者を出したという、そういう事実が明らかになってきています。

それについても書証で触れているものがありますか。

この四三号証の一九九ページ、右の注の(7)の③、「ベトナムは約二〇〇万人（大部分は餓死といわれる）」という表現で登場しております。

それから、甲三九号証の一五二ページ以下はどうですか。

従来その件については、日本であまり知られていなかったんですが、この資料集のベトナム編の部分に、早乙女勝元さんが昨年ベトナムに行った折りに、その

甲四三号証

「高校日本史B」（実教出版）

甲三九号証

「写真図説 日本の侵略」

餓死者たちの様子を日本軍の眼をかすめて写真に記録しておいた方と巡り会って、百数十枚の写真を入手してきたものを紹介してあります。

日本の占領支配が何をもたらしたかということが象徴的に表れておるといふことですか。

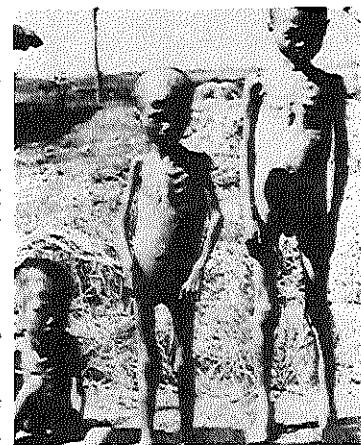
いわゆる虐殺以外に、さまざまな生活破壊をした、ついにはこれほどの餓死者を出したという点では、大変象徴的な出来事だと思います。

日本軍による侵略を語り継ぐ東南アジアの人々

今、日本の教科書でどのように記述がなされてきたかということをご紹介いただいたんですけれども、東南アジアの人々の中では、その日本がしたことというのに、どういふふうに語り伝えられてきているんでしょうか。

この前の八二年の教科書問題の反応を見ても、大変日本と違うということが思ひ起こされました。日本政府は、「侵略」を「進出」と書き換えるということをや、あの段階ではすぐには問題があるとは認めませんでした。

しかし、東南アジアの人たちは、それなら自分たちは少なくとも戦後生まれの若い世代に、戦争中どのような仕打ちを受けたかを、自分たちの社会の中で、きちんと語り継ごうという運動を一斉に始めて、いわゆる博物館の展示を改めたり、証言を集めて戦争の事実を記録する運動というのを、市民運動のように展開



【日本軍の食料徴発による飢えに苦しめられるベトナムの子どもたち】

し始めました。それは現在も続いております。

証人が見てこられたものとしては、どのようなものがありますか。

先ほどのシンガポールの戦争資料館もその一環だったという気がするんですが、それ以外にも先ほどの甲四〇号証ですが、これの後半のほうにシンガポールで日本軍に殺害された人たちの遺骨を掘り出したときに一緒に出てきました遺品を展示している孫文記念館の様子を紹介してあります。遺骨が誰のものか分からないために、遺品そのものも遺族に返せないということから、初めのうちは物置にしまっておったようですが、日本側のこういう動きに対して、きちんと語り継ぐべきじゃないかという声が高まってくる中で、部分的に展示してあったのを更に多数、この孫文記念館の中で、日本軍による戦時中の行為の証拠として展示するということが行われました。

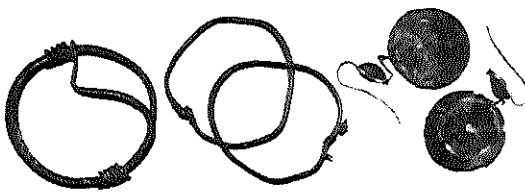
それから先ほど陣中日誌で関わりを紹介しましたマレーシアのネグリセンピラ州では、その中国系の人たちをまとめております中華大会同という団体が、証言を聞き、集める運動を組織の方針として取り組むことを八三年から続けてきました。その結果、数年後にその人たちの証言集が発行され、それをまた私たちが日本で紹介するというようなこともあわせて続けてまいりました。

甲四〇号証

「旅しよう東南アジアへ」戦争の傷跡から学ぶ」

「孫文記念館」について」

「孫文記念館」別名「晩声館」は中華総商會が管理している。その中には、日本軍による華僑虐殺の犠牲者の遺品などが展示されている。



【日本軍に殺された人々の遺品】

教科書に描かれた日本軍の住民虐殺

追悼碑や博物館の他にも、公教育の中でも語り伝えるという作業はされているのでしょうか。

はい。最も代表的な例はシンガポールだと思います。シンガポールではいわゆる国定教科書にあたるものを学校で使っております。八五年に中学校の歴史の教科書が全面改訂されましたが、それ以前の教科書が日本の戦争中のことについてわずか一三ページか一四ページしか書いていなかったものが、突然七九ページにまで膨れ上がりました。それにつきまして、私たちはあの「侵略」「進出」の書き換え問題が関係したのかどうかを教科書の執筆に関係した方たちに聞いて見ましたが、「これは公式にはコメントできない」という断りつきながら、「理由としては半分くらいはありますね」という言い方をされました。

甲四一号証、甲四二号証を示します。これはどういうものでしょうか。

これはマレーシアのほうですが、書店で偶然見つけたものです。英文で書かれています、ページ数がそれほどない易しい本です。著者に会って聞きましたら、中学校で使う教科書だということです。マレーシアの場合、小学校ではマレー語を使っております。中学校で英語の勉強が始まるものですから、その副読本として作ったということです。甲四一号証は「JAPANESE SOLDIERS IN

OUR COUNTRY」、「日本軍が自分たちの国へ来た」ということですね、甲四

甲四一号証

「JAPANESE SOLDIERS IN OUR COUNTRY」

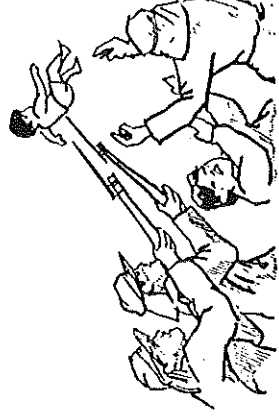
マレーシアの中学校の副読本

甲四二号証

「ESCAPE FROM JAPANESE SOLDIERS」

マレーシアの中学校の副読本

二号証は「ESCAPE FROM JAPANESE SOLDIERS」、「日本軍から逃れて」というタイトルで、実際の体験をした人の話をとりまとめて紹介してあるものです。「JAPANESE SOLDIERS IN OUR COUNTRY」というタイトルのものは、一五ページのところで、赤ん坊を空中に放り上げて、日本兵が落ちてくるところを銃剣で突き刺すという場面が描かれております。これは日本では英語の教科書にその話が紹介されて、本当にあつたのかどうか分からないという意味を含めて、教科書に載せるべきでないという声が政治家などから強く出たこともあつて、出版社の責任者の判断で、検定で合格した後でしたが、内容を差し替えるという異例の事態を招いたことでも話題になったものです。けれども、これはマレーシアの人たちに私たちが聞きましたところ、人から聞いたという言い方をする人も多いんですが、目の前でそういう場面を見ましたという人も何人も会っておりますので、あり得た可能性はあると私たちは受けとめているケースです。



【「JAPANESE SOLDIERS IN OUR COUNTRY」から】

戦争の中で「日の丸」はいかに受けとめられたか？

このほかにもたくさんのご事情があると思うんですが、時間の関係で省略します。それで、日本軍が半世紀前にしたことについて、そのように語られているということでしたけれども、今度は日の丸の問題に絞ってお尋ねしたいんですけれども、まず、日の丸は戦争の中でアジア太平洋地域の人々にとってどういうものとして受けとめられたんでき

ようか。何か証人が見聞してこられた中で分かることがありますか。

はい。アジアの人たちの反応としては二通りあるように思います。

第一は、先ほど触れました「大東亜共栄圏の建設」というスローガンをそのまま受けとめた人たちが、自分たちを植民地支配から解放してくれる正義の軍隊の旅印というふうな受けとめたケースだと思えます。当時の日本軍の行動を記録した写真やニュース映画などを見ますと、各地で日本軍が行進していく道路の両側に住民が並んで日の丸を振って歓呼で迎えているという様子がうかがえます。

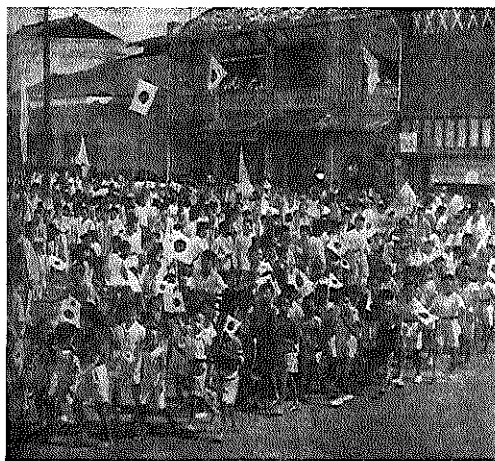
書証の甲四八号証に、その一例として当時の画報雑誌、写真雑誌の中のその場面をコピーしてきました。二枚目になりますが、マニラに入ります自転車部隊を、住民が両側に並んで日の丸をたくさん掲げて歓迎している場面です。これは動員された人の中にもおるかも知れませんが、アメリカの植民地支配から解放してくれると受けとめた人も、フィリピンの場合でも多少はいたんではないかという気がいたします。

それより前の出来事では、仏領インドシナへ日本軍が入ったとき、あれはドイツに占領されて傀儡政権になっているフランスのヴィシー政権の了解をドイツ経由でとりつけて日本はフランス領へ入りましたので、戦闘をしないで、植民地官僚が国境の遮断機を上げたところを分列行進の形で日本軍が入っております。そのとき、両側でベトナムの人が日の丸の旗をたくさん振っているという映画があります、このときの様子もこれと同じだと思います。ですから、大東亜共栄

甲四八号証

「世界画報」一九四二年三月号

写真には「比島戦線 馬尼刺入城
銀輪部隊」とのタイトルが付いている
（「馬尼刺」とはマニラのこと）



「日本軍「歓迎」のために動員された人々」

圏というのは正義の闘いという思いこみをした人たちが歓迎の意味で日の丸を受けとめたということが、一つあったと思います。

日本の教科書の中の「大東亜共栄圏」

当初そういうふうを受けとめられた日の丸の旗が、その後、日本軍の占領政策の中で、どういふふうに変わってくるんでしょうか。

初めはそういうふうに言いましたけれども、先ほどの占領地軍政実施要領にありますように、本心では独立をさせる気はないわけでありますから、それをアジアの人たちも間もなく気づくことになります。その点に関しましては、甲四四号証で、先ほどと同じように、検定が終わったばかりの一番新しい山川出版の日本の教科書がございしますが、その本文に「『大東亜共栄圏』と日本」という解説がつけられております。

三二一ページですね。

はい。その初めの二行を見ますと、今申し上げた日の丸の受けとめ方が出ております。「このため戦争の初期には、日本軍は欧米諸国の植民地支配からの解放軍と評価され、現地ではしばしば歓迎を受けた。」このとき、日の丸が振られたところ、この資料を見ますと次の段階から、日本軍の本音が出て、資源を奪う、抵抗する住民を弾圧するということが繰り返されたために、日本軍が侵略

甲四四号証

「新日本史」(山川出版社)

九五年以降使用の教科書の見本